

第 8 回 田沢湖・角館・西木合併協議会

日時 平成15年11月28日（金） 午後 1 時30分

場所 西木村総合開発センター 集会室

会議次第

1．開 会

2．会長あいさつ

3．会議録署名委員の指名について

4．議 題

- | | |
|------------|------------------------------------|
| 協議案第 5 号 | 新自治体の名称について（継続協議） |
| 協議案第 6 号 | 新自治体の事務所の位置について（継続協議） |
| 協議案第 1 0 号 | 議会議員の定数及び任期の取扱いについて（継続協議） |
| 協議案第 1 1 号 | 農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて
(継続協議) |
| 協議案第 2 6 号 | 補助金・交付金等の取扱いについて |
| 協議案第 2 7 号 | 消防防災関係事業の取扱いについて |
| 協議案第 2 8 号 | 障害者福祉事業の取扱いについて |
| 協議案第 2 9 号 | 児童福祉事業の取扱いについて |
| 協議案第 3 0 号 | 生活保護事業の取扱いについて |
| 協議案第 3 1 号 | 市（町村）立学校の通学区域の取扱いについて |
| 協議案第 3 2 号 | 学校教育事業の取扱いについて |
| 協議案第 3 3 号 | 文化振興事業の取扱いについて |
| 協議案第 3 4 号 | コミュニティ活動の取扱いについて |
| 協議案第 3 5 号 | 社会教育事業の取扱いについて |
| 協議案第 3 6 号 | 地方税の取扱いについて（その 2）（提案） |
| 協議案第 3 7 号 | 使用料、手数料等の取扱いについて（提案） |
| 協議案第 3 8 号 | 行政区の取扱いについて（提案） |
| 協議案第 3 9 号 | 納税関係事業の取扱いについて（提案） |
| 協議案第 4 0 号 | 商工・観光関係事業の取扱いについて（提案） |
| 協議案第 4 1 号 | 勤労者・消費者関連事業の取扱いについて（提案） |
| 協議案第 4 2 号 | 建設関係事業の取扱いについて（提案） |

その他

5．閉 会

合併協定項目

(その1)

NO.	項目名	提出月日		確認月日	
1	合併の方式について	H15. 4.10	第1回	H15. 4.10	第1回
2	合併の期日について	H15. 4.10	第1回		
	(協議細目) 合併目標期日について	H15. 4.10	第1回	H15. 4.10	第1回
3	新自治体の名称について	H15. 5.23	第2回		
4	新自治体の事務所の位置について	H15. 5.23	第2回		
5	財産の取扱いについて	H15. 5.23	第2回		
	(協議細目) 財産の取扱いについて(財産区除く)	H15. 5.23	第2回	H15. 5.23	第2回
6	一般職の職員の身分の取扱いについて	H15. 5.23	第2回	H15. 5.23	第2回
7	新市町村建設計画について	H15. 5.23	第2回		
	(協議細目) 新市町村計画の概要について	H15. 5.23	第2回	H15. 5.23	第2回
8	議会の議員の定数及び任期の取扱いについて	H15. 6.27	第3回		
9	農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて	H15. 6.27	第3回		
10	地方税の取扱いについて	H15. 6.27	第3回		
	(協議細目) 地方税の取扱いについて(その1)	H15. 6.27	第3回	H15. 7.25	第4回
	(協議細目) 地方税の取扱いについて(その2)	H15.11.28	第8回		
11	特別職の職員の身分の取扱いについて	H15. 7.25	第4回	H15. 7.25	第4回
12	介護保険事業の取扱いについて	H15. 7.25	第4回	H15. 7.25	第4回
13	慣行の取扱いについて	H15. 8.29	第5回	H15. 9.26	第6回
14	各種事務事業の取扱いについて	H15. 8.29	第5回	H15. 9.26	第6回
	(協議細目) 国際交流・広域交流事業の取扱いについて	H15. 8.29	第5回	H15. 9.26	第6回
	(協議細目) 広報広聴関係事業の取扱いについて	H15. 8.29	第5回	H15. 9.26	第6回
	(協議細目) 納税関係事業の取扱いについて	H15.11.28	第8回		
	(協議細目) 消防防災関係事業の取扱いについて	H15.10.24	第7回		
	(協議細目) 交通安全関係事業の取扱いについて	H15. 8.29	第5回	H15. 9.26	第6回
	(協議細目) 窓口業務の取扱いについて	H15. 8.29	第5回	H15. 9.26	第6回
	(協議細目) 障害者福祉事業の取扱いについて	H15.10.24	第7回		
	(協議細目) 高齢者福祉事業の取扱いについて	H15. 8.29	第5回	H15. 9.26	第6回
	(協議細目) 児童福祉事業の取扱いについて	H15.10.24	第7回		
	(協議細目) 生活保護事業の取扱いについて	H15.10.24	第7回		
	(協議細目) 商工・観光関係事業の取扱いについて	H15.11.28	第8回		
	(協議細目) 勤労者・消費者関連事業の取扱いについて	H15.11.28	第8回		
	(協議細目) 建設関係事業の取扱いについて	H15.11.28	第8回		

合併協定項目

(その2)

NO.	項目名		提出月日		確認月日	
	(協議細目)	市(町村)立学校の通学区域の取扱いについて	H15.10.24	第7回		
	(協議細目)	学校教育事業の取扱いについて	H15.10.24	第7回		
	(協議細目)	文化振興事業の取扱いについて	H15.10.24	第7回		
	(協議細目)	コミュニティ活動の取扱いについて	H15.10.24	第7回		
	(協議細目)	社会教育事業の取扱いについて	H15.10.24	第7回		
15	条例・規則等の取扱いについて		H15. 9.26	第6回	H15.10.24	第7回
16	公共的団体等の取扱いについて		H15. 9.26	第6回	H15.10.24	第7回
17	補助金・交付金等の取扱いについて		H15.10.24	第7回		
18	使用料、手数料等の取扱いについて		H15.11.28	第8回		
19	行政区の取扱いについて		H15.11.28	第8回		

協議案第5号

新自治体の名称について（継続協議）

新自治体の名称については、本協議会の前身である仙北北部合併協議会において「新自治体の地理的位置と地域的特性を全国的にイメージできる名称とする。決定方法は公募によらず現在の名称を基にし、法定協議会で協議のうえ決定する。」との話し合いがなされておりました。

本協議会では、こうした経緯を踏まえながら、第2回の合併協議会からこのことについての協議を開始し、その後継続して協議を行ってまいりました。

これまでの協議により、新自治体の名称の決定方法のうち、公募を行わないことについては、第3回の合併協議会において確認されましたが、名称については、委員から現在の町村名を使う案や、新しい名称の案など、さまざまな提案がなされております。

こうした中、会長及び副会長である田沢湖町、角館町、西木村の三町村長は、合併協議会におけるこれまでの協議を踏まえたうえで、話し合った結果、三町村長一致して、新自治体の名称については、次のとおり提案することにいたしました。

新自治体の名称は、「田沢湖」と「角館」を連ねたものとする。

新自治体の名称は、そこに住む人たちのものであることを大前提としながらも、「観光産業を活かした北東北の拠点都市」をめざそうとする田沢湖町、角館町、西木村の三町村にあっては、いま合併作業を進めている他の地域とは異なり、地理的位置と地域的特性を全国的にイメージできる名称とすることが極めて重要であると考えます。

この地域には、田沢湖町と西木村にまたがる日本一深い湖「田沢湖」と、歴史と文化に彩られた「角館」という、既に全国的に広く知られた地名があります。

これらの名称は、この三町村の地域に住む多くの人々が、長い時間をかけ、地道な努力を積み重ねた結果、全国的に認められるに至ったものであり、他に誇るべきこの地域の無形の共有財産とすることができます。

一方、現在の名称によらない新しい名称とした場合、その名称をもって全国的な知名度を獲得するためには、再び多くの時間と努力を必要とするうえ、その名称が果たして知名度を得られるか否かも不確かなものであることから、新自治体の名称には、地域住民に広く親しまれ、愛されており、全国的に知名度も高い田沢湖・角館という現在の地名を用いた方が適当であると考えます。

さらに、「田沢湖」は日本一の水深を誇る田沢湖をはじめとする周辺一帯の美しい自然やグリーンツーリズムにより、みちのくの小京都「角館」は武家屋敷をはじめとする歴史・文化資産などにより、それぞれに特色をもつ観光地として知られており、今後、全国有数の観光地としての地位を確かなものにしていくためには、これまで以上に「田沢湖」と「角館」が渾然一体となったイメージを造り上げていくことが必要と考えられることから、いずれか一方の名称とするよりも、両方の名称を前面に出していくことが最良の選択であると判断しました。

以上の理由により、この地域の豊かな自然や美しさを象徴する、田沢湖町と西木村にまたがる「田沢湖」と、先人から綿綿として受け継がれてきた歴史・文化を象徴する「角館」を連ねた名称が、新自治体にはふさわしいと考えます。

田沢湖・角館・西木地域は、美しい自然環境と伝統文化のなかで、人々がお互いに隣人として親戚として、働き、学び、生活している密接不可分の地域です。

湖と山岳、温泉の田沢湖地区、農林業とグリーンツーリズムの西木地区、歴史と伝統文化の角館地区、この三地区が新自治体のもとに名実共に一つになるために、「田沢湖」と「角館」を連ねた名称とすることを提案いたします。

協議案第 6 号

新自治体の事務所の位置について（継続協議）

新自治体の事務所の位置については、新自治体の名称と密接な関連があるため、第 2 回協議会で提案した後、名称が決定するまでは協議を行わないこととしておりました。

今回、田沢湖町、角館町、西木村の三町村長が一致して、新自治体の名称について提案することとなりましたが、名称の協議の中で新自治体の事務所の位置についても検討を行った結果、次のとおり事務所の位置を追加提案することといたしました。

当面の事務所の位置は、仙北郡西木村上荒井字古堀田 4 7 番地（現西木村役場）とする。

現在の各町村の庁舎を使用する分庁舎方式とし、分庁舎の役割分担等については、法定協議会において決定するものとする。

住民に対する窓口業務は、各分庁舎で同一のサービスができるようにする。

協議案第10号

議会議員の定数及び任期の取扱いについて（継続協議）

議会議員の定数及び任期の取扱いについて、次のとおり提案する。

協議事項	議会議員の定数及び任期の取扱い	関係項目	
調整の内容	3町村の議会議員は、市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号)第7条第1項の規定を適用し、平成17年10月31日まで引き続き新市の議会議員として在任する。 新市の議会議員定数は24人とする。		

区分	合併特例法を適用しない場合	定数に関する特例(合併特例法第6条)を適用する場合	在任に関する特例(合併特例法第7条)を適用する場合
1 合併関係市町村の議会の議員の身分	合併関係市町村の廃止と同時に失職する。	合併関係市町村の廃止と同時に失職する。	合併関係市町村の協議により、合併後2年を超えない範囲に限り、引き続き合併市町村の議会の議員として在任することができる。
2 任期	設置選挙の日から4年 (地方自治法第93条第1項)	設置選挙の日から4年 (地方自治法第93条第1項)	合併後2年を超えない範囲で協議で定める期間。
3 定数	地方自治法第91条第2項に基づく合併市町村の人口(地方自治法第254条)区分ごとの上限数の範囲内で条例で定める。 地方自治法第91条第2項 人口5万人未満の市 26人 人口2万人以上の町村 26人 (平成15年1月1日から施行) *人口 = 官報で公示された最近の国勢調査人口又は、これに準ずる全国的な人口調査の結果による人口。 (地方自治法第254条)	設置選挙に限り合併関係市町村の協議により、地方自治法第91条第2項の定数の2倍を超えない範囲で定数を定めることができる。 *合併後の人口が 5万人未満市、2万人以上町村 = 26人 2倍を超えない範囲 26人×2 = 52人以内 この特例による定数は、解散、総辞職等によって議員がすべてなくなったときは、地方自治法第91条の定数に復帰する。(合併特例法第6条第1項)	地方自治法第91条の定数を超えるときには、当該数をもって合併市町村の議会の議員定数とし、議員に欠員が生じたとき、または議員がすべていなくなったときは、これに応じてその定数は第91条の規定に至るまで減少する。
4 選挙期日	設置の日から50日以内 (公職選挙法第33条第3項)	設置の日から50日以内 (公職選挙法第33条第3項)	選挙を行わない。
5 補欠選挙の適用	有	有	無
6 選挙区	条例で選挙区を設けることができる。(公職選挙法第15条第6項) (合併後、最初に行われる設置選挙に限り、選挙区ごとの議員定数は、人口に比例しないで定めることができる。(公職選挙法施行令第9条))		

協議案第 1 1 号

農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて（継続協議）

農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて、次のとおり提案する。

協議事項	農業委員会委員の定数及び任期の取扱い	関係項目	
調整の内容	<p>3町村の農業委員会は、農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第34条第1項の規定を適用し、平成17年7月19日まで新市の農業委員会として存続する。その後、一つに統合し、旧町村を区域とする3つの選挙区を設けるものとする。</p> <p>選挙による委員の定数は、20人とする。</p> <p>各選挙区ごとの委員の定数については、合併時まで調整する。</p>		

	田沢湖町	角館町	西木村	計
現在の農業委員会委員の定数及び任期	定数 19人 選挙委員 14人 選任委員 5人 (農協推薦 1人) (共済推薦 1人) (議会推薦 3人)	定数 16人 選挙委員 11人 選任委員 5人 (農協推薦 1人) (共済推薦 1人) (議会推薦 3人)	定数 15人 選挙委員 10人 選任委員 5人 (農協推薦 1人) (共済推薦 1人) (議会推薦 3人)	定数 50人 選挙委員 35人 選任委員 15人 (農協推薦 3人) (共済推薦 3人) (議会推薦 9人)
	任期 平成17年7月19日	任期 平成17年7月19日	任期 平成17年7月19日	
	<p>農業委員会の委員の任期は、農業委員会制度が発足した昭和26年7月に執行された一般選挙以来、3年ごとに任期満了に伴う一般選挙が執行されてきました。3町村の農業委員会は、委員の総辞職や解散等がなかったため大多数の自治体と同様に、現在の委員の任期は平成17年7月19日となっています。</p> <p>これまでの例によると、平成17年7月には、第19回農業委員会委員の統一選挙が執行されるものと思われます。</p> <p>農業委員会を設置している自治体の約68%が、3町村農業委員会の委員の任期と同様となっています。(平成14年、第18回統一選挙時)</p>			
課題等	<p>農業委員会の事務の取扱いについて 農業委員会が行うべき、「農地の競売の買受適格証明」、「耕作証明」、「贈与税・相続税の納税猶予に関する適格者証明」等の証明発行などの農地法関係の事務の処理については、市町村の合併に伴い農業委員会が一時的に事務を行えないとしても農業委員会が設置されていることには変わりなく、市町村長部局が当該事務処理をすることは適当でないとい解されています。</p>			
	<p>農業委員会の設置数について 新自治体の区域面積が、10万ha以上であり、農業委員会等に関する法律第3条第2項の規定(施行令による基準 市町村の区域面積が24,000haを超える)により、2以上の農業委員会を置くことができることとなっています。</p> <p>なお、一の農業委員会の、合併特例法第8条第1項の規定により新設合併の場合は選挙による委員の数は80人を超えられないと規定されていますが、3町村の農業委員会の選挙による委員の数は35人であり全委員が新自治体の農業委員会の選挙による委員となることができます。</p>			
	<p>農業委員会の選挙による委員の定数について 新自治体における選挙による委員の定数は、農業委員会等に関する法律施行令第2条の2の規定により、30人以下で条例により定めることになっています。また、選任の委員は、農協推薦1人、共済推薦1人、議会推薦5人以下となっています。</p> <p>なお、農業委員会等に関する法律第19条の規定により、選挙による委員の定数が20人を超える場合は、農地部会を設置しなければなりません。</p>			

新市農業委員会の定数及び任期	区 分		選任方法等	定 数	任 期	根 拠 法 令
	新しいまちに1つの委員会を置く場合	原則	新たに選挙する	条例で定める数	3年	農業委員会等に関する法律第3条、第7条及び第15条の各第1項
		特例	右記の定数を超えるときは、合併関係町村の選挙による委員で互選する	協議により80人を超えず10人を下らない数(注)	合併後1年を超えない範囲で協議で定める期間	市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項、第2項
	合併前の農業委員会の区域を引き継ぐ場合	特例	3つの農業委員会委員がそのまま在任	3つの農業委員会委員定数	それぞれの任期までの期間	市町村の合併の特例に関する法律第34条第1項
合併後に新たに2以上の農業委員会を設置する場合	特例	右記の定数を超えるときは、合併関係町村の選挙による委員で互選する	協議により80人を超えず10人を下らない数(注)	合併後1年を超えない範囲で協議で定める期間	市町村の合併の特例に関する法律第8条第3項	
(注) 欠員を生じ、又は委員がすべていなくなったときは、これに応じて、その定数は農業委員会等に関する法律第7条の定数に至るまで減少する。						

協議案第26号

補助金・交付金等の取扱いについて

補助金・交付金等の取扱いについて、次のとおり提案する。

協議事項	補助金、交付金等の取扱い	関係項目
調整の内容	<p>補助金、交付金等の取扱いについては、従来からの経緯や実績を考慮しつつ、公共的必要性・有効性・公平性の観点から、次の方針に基づき予算措置の段階で調整する。</p> <p>(1) 3町村で同一又は同種の補助金・交付金等については、関係団体等の協力を得て、制度の統一化に向け調整する。</p> <p>(2) 独自の補助金・交付金等については、制度の経緯、従来からの実績・効果を考慮し、調整する。</p> <p>(3) 統廃合できる補助金・交付金等については、統廃合に向け調整する。</p>	

現況 (単位:千円)			
田沢湖町	角館町	西木村	
<p>法令根拠 地方自治法(抄) 第232条の2(寄附又は補助) 普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。</p> <p>補助金、交付金について 補助金 特定の事業又は研究を行う者に対し、その事業若しくは研究を育成・助長するために、法令の規定に基づき交付するもの、公益上必要があると認められる場合に予算措置によって交付するものがあります。</p> <p>交付金 法令又は条例等により、団体あるいは組合等に対し、地方公共団体の事務を委託している場合に、事務処理の報償として受託団体等に交付するものをいいます。</p> <p>現況について (別紙資料のとおり) (対象) 平成15年度予算に計上されている補助金、交付金等のうち、義務的な要素を持つもの(公共施設の維持管理費、加盟団体への年会費等)を除いたもの。</p> <p>(分類) 事務事業分野ごとに分類し、本数が多いものについてはさらに小分類しています。 各町村で同一・同種のものについては、横並びに記載しています。</p> <p>(その他) 「補正予定」と記載されているものは、今後の補正により計上を予定しているものです。</p>			

協議案第 27 号

消防防災関係事業の取扱いについて【協定項目 23 - 5】

消防防災関係事業の取扱いについて、次のとおり提案する。

協議事項	各種事務事業の取扱い	関係項目	消防防災関係事業
調整の内容	<p>1 消防団については、各町村の分団等の組織は現行のとおりとするが、全体の組織編成等については、合併時までには検討するものとする。</p> <p>2 防災関係事業については、新市において調整する。</p> <p>3 地域防災計画及び消防計画は、新市において新計画を策定する。 なお、新計画が策定されるまでの間は、現計画を新市に引き継ぎ運用する。</p> <p>4 その他の消防防災関係事務及び事業については、合併時までには再編する。</p>		

現 況			調整方針
田沢湖町	角館町	西木村	
<p>名 称 田沢湖町消防団</p> <p>組 織 分団数 9分団 条例定数 304人 実 員 278人</p> <p>活動内容等 地域防災の担い手として各種災害に対応 (消火活動、警戒活動、水利の巡回、機械・器具点検、火災予防思想の普及)</p>	<p>名 称 角館町消防団</p> <p>組 織 分団数 8分団 条例定数 307人 実 員 261人</p> <p>活動内容等 地域防災の担い手として各種災害に対応 (消火活動、警戒活動、水利の巡回、機械・器具点検、火災予防思想の普及)</p>	<p>名 称 西木村消防団</p> <p>組 織 分団数 6分団 条例定数 156人 実 員 124人</p> <p>活動内容等 地域防災の担い手として各種災害に対応 (消火活動、警戒活動、水利の巡回、機械・器具点検、火災予防思想の普及)</p> <p>【西木村役場特設消防隊】 日中(勤務時間内)に発生した火災の初期消火と消火活動の後方支援を行う。隊員15名</p>	<p>消防団については、各町村の分団等の組織は現行のとおりとするが、全体の組織編成等については、合併時までには検討するものとする。</p>

現 況										調整方針
田沢湖町			角館町			西木村				
報酬(年額)			報酬(年額)			報酬(年額)			報酬等については角館町の例による。	
階 級	報酬額		階 級	報酬額		階 級	報酬額			
団 長	68,000		団 長	80,000		団 長	75,000			
副団長	48,000		副団長	60,000		副団長	57,000			
分団長	35,500		分団長	43,000		分団長	43,000			
副分団長	30,000		副分団長	36,000		副分団長	34,000			
部 長	24,500		部 長	31,000		部 長	29,000			
班 長	22,000		班 長	28,000		班 長	26,000			
団 員	20,000		団 員	25,000		団 員	24,000			
出場(出勤)手当等 火災等出勤/巡回の場合 3,000円/1回 機械整備 4,500円/年額 自動車整備 30,000円/年額 日中待機 2,900円/1回 夜間待機 2,000円/1回 旅費等 職員等の旅費に関する条例第3条に規定する。			出場(出勤)手当等 火災等出勤の場合 3,000円/1回 旅費等 職員等の旅費に関する条例第3条に規定する。			出場(出勤)手当等 火災等出勤の場合 3,000円/回 会議 2,200円/回 自動車整備点検 23,000円/月 旅費等 職員等の旅費に関する条例第3条に規定する。				費用弁償については田沢湖町の例による。
平成14年度決算額	24,189 千円		平成14年度決算額	24,733 千円		平成14年度決算額	8,951 千円			
平成15年度予算額	22,940 千円		平成15年度予算額	23,405 千円		平成15年度予算額	8,667 千円			

事務事業名	現 況			調整方針
	田沢湖町	角館町	西木村	
防災関係事業	防災行政無線（県総合防災システム〔秋田県防災無線〕町固定系無線親局1局(遠隔操作3箇所)と子局69箇所)で運用 町移動系無線 基地局〔役場〕1局、公用車載無線13台、携帯型無線20台で運用) 防災倉庫機能3(本庁、各出張所) 防災施設(避難場所等27箇所) 自主防災組織15(私設消防団13 婦人消防隊2) 田沢湖町防災会議 災害対策本部の設置 災害時の相互応援支援協定 雫石・田沢湖山岳遭難防止連絡協議会 田沢湖町遭難対策委員会 田沢湖町水防委員会 平成14年度決算額 256,065千円 平成15年度予算額 236,020千円 消防団に係る経費、広域消防負担金、人件費含む	防災行政無線(県総合防災システム〔秋田県防災無線〕) 水防倉庫等3(角館消防署、白岩、中川) 防災施設(避難場所等89箇所) 自主防災組織9 角館町防災会議 災害対策本部の設置 災害時の相互応援支援協定 角館町遭難対策委員会 水位観測 角館町水防協議会 平成14年度決算額 228,660千円 平成15年度予算額 232,066千円	防災行政無線(県総合防災無線〔秋田県防災無線〕固定型 基地局1箇所〔役場〕屋外拡声子局24箇所、個別受信機各世帯移動無線 基地局1箇所〔役場〕車載型無線装置3台、携帯型無線装置3台) 水防防災倉庫1コミュニティセンター-7 防災施設(避難場所等28箇所) 自主防災組織7(私設消防団7) 総合防災訓練 西木村防災会議 災害対策本部の設置 災害時の相互応援支援協定 西木村遭難対策委員会 西木村消防委員会 水位観測 西木村水防委員会 平成14年度決算額 120,895千円 平成15年度予算額 127,706千円	新市において調整する。
地域防災計画	田沢湖町地域防災計画 田沢湖町防災会議 平成14年度決算額 25千円 平成15年度予算額 119千円	角館町地域防災計画 角館町防災会議 平成14年度決算額 0千円 平成15年度予算額 0千円	西木村地域防災計画 西木村防災会議 平成14年度決算額 0千円 平成15年度予算額 0千円	新市において新計画を策定する。 なお、新計画が策定されるまでの間は、現計画を新市に引き継ぎ運用する。

協議案第 28 号

障害者福祉事業の取扱いについて【協定項目 23 - 9】

障害者福祉事業の取扱いについて、次のとおり提案する。

協議事項	各種事務事業の取扱い	関係項目	障害者福祉
調整の内容	<p>1 障害者福祉事業については、次の区分により調整する。</p> <p>(1) 国又は県等が定める制度については、その要綱等に準拠しながら調整する。</p> <p>(2) 国又は県等が定める制度で、各町が独自にその制度の充実を図っている事業については、現行のとおり新市に引き継ぐことを基本に調整する。</p> <p>(3) 各町村が独自に実施している制度又は事業については、現行のとおり新市に引き継ぐことを基本に調整する。</p>		

事務事業名	現況			調整方針
	田沢湖町	角館町	西木村	
身障者手帳交付等・相談	内容 身体障害者福祉法の各種制度を利用するための証票として、交付申請書等を県障害者相談センターへ進達し、身障者手帳を交付する 利用料 無料	同一	同一	現行のとおり新市に引き継ぐ。
身体障害者施設支援費（更生訓練費含む）	内容 施設入所に係る費用の一定額を支援費として支給する 利用料 本人、扶養義務者の所得に応じて負担する 平成14年度決算 40,339千円 平成15年度予算 29,427千円	同一 平成14年度決算 22,649千円 平成15年度予算 19,207千円	同一 平成14年度決算 13,426千円 平成15年度予算 21,144千円	現行のとおり新市に引き継ぐ。

		現 況			調整方針
事務事業名	田沢湖町	角館町	西木村		
補装具の交付	<p>内容 身体の部分的欠損、機能損傷を直接的に補うため補装具を交付する</p> <p>利用料 本人、扶養義務者の所得に応じて負担する</p> <p>平成14年度決算額 2,074千円 平成15年度予算額 2,787千円</p>	<p>同一</p> <p>平成14年度決算額 2,185千円 平成15年度予算額 2,830千円</p>	<p>同一</p> <p>平成14年度決算額 633千円 平成15年度予算額 912千円</p>	<p>現行のとおり新市に引き継ぐ。</p>	
日常生活用具の交付	<p>内容 在宅の重度身体障害者(児)に対する日常生活の便宜を図るため用具の給付、貸与を行う</p> <p>利用料 本人、扶養義務者の所得に応じて負担する</p> <p>平成14年度決算額 200千円 平成15年度予算額 614千円</p>	<p>同一</p> <p>平成14年度決算額 95千円 平成15年度予算額 310千円</p>	<p>同一</p> <p>平成14年度決算額 0千円 平成15年度予算額 164千円</p>	<p>現行のとおり新市に引き継ぐ。</p>	
更正医療	<p>内容 身体障害者が日常生活能力又は職業能力を回復させるために必要な医療に要する費用を支給する</p> <p>利用料 本人、扶養義務者の所得に応じて負担する</p> <p>平成14年度決算額 1,117千円 平成15年度予算額 1,129千円</p>	<p>同一</p> <p>平成14年度決算額 2,559千円 平成15年度予算額 3,660千円</p>	<p>同一</p> <p>平成14年度決算額 2,189千円 平成15年度予算額 2,196千円</p>	<p>現行のとおり新市に引き継ぐ。</p>	

事務事業名	現 況			調整方針
	田沢湖町	角館町	西木村	
居宅支援費 (デイ、ショート、居宅介護)	<p>内容 身体障害者が居宅支援を受ける際の利用費を支援費として支給する</p> <p>利用料 本人、扶養義務者の所得に応じて負担する</p> <p>平成14年度決算額 256千円 平成14年度決算額は社会福祉協議会への委託金 平成15年度予算額 417千円</p>	<p>同一</p> <p>平成14年度決算額 3,751千円 平成15年度予算額 3,758千円</p>	<p>同一</p> <p>平成14年度決算額 354千円 平成15年度予算額 1,614千円</p>	<p>現行のとおり新市に引き継ぐ。</p>
社会参加促進事業 (自動車改造、免許取得)	<p>内容 重度身体障害者の社会復帰の促進を図り、その福祉増進に資するため助成を行う</p> <p>支給額 県負担で上限が100,000円</p> <p>県事業の窓口取り次ぎ業務であるため、予算決算なし</p>	<p>同一</p>	<p>同一</p>	<p>現行のとおり新市に引き継ぐ。</p>
住宅整備資金貸付	<p>内容 身体障害者又は身体障害者と同居する家族が障害者むけに居室等を増改築する場合に、その整備のための貸付を行う</p> <p>貸付額 上限1,500千円</p> <p>平成14年度決算額 0千円 平成15年度予算額 3,000千円</p>	<p>田沢湖町と同一</p> <p>平成14年度決算額 1,500千円 平成15年度予算額 3,000千円</p>	<p>なし</p>	<p>田沢湖町、角館町の例による。</p>

事務事業名	現 況			調整方針
	田沢湖町	角館町	西木村	
バリアフリー化支援事業	<p>サービスの内容 重度身体障害者の日常生活を容易にするための住宅の改造並びに整備に対し補助をする。</p> <p>支援費 上限 500千円</p> <p>平成15年度から施行 平成15年度予算額 1,000千円</p>	なし	<p>サービスの内容 住宅のバリアフリー化を望む身体障害者に対しその整備を行うための支援を行う</p> <p>支援費 上限 500千円</p> <p>平成15年度から施行 平成15年度予算額 320千円</p>	田沢湖町、西木村の例による。
知的障害者療育手帳交付・相談等	<p>内容 知的障害のある者が療育手帳の交付を受けることにより、各種援助措置を受けることができる</p> <p>利用料 無料</p>	同一	同一	現行のとおり新市に引き継ぐ。
知的障害者施設支援費	<p>内容 知的障害者施設入所に係る調査利用料と医療費の支援を行う</p> <p>利用料 利用者と扶養義務者の収入状況に応じ費用負担がある</p> <p>平成14年度決算額 0千円 平成15年度予算額 52,425千円</p>	<p>同一</p> <p>平成14年度決算額 0千円 平成15年度予算額 41,142千円</p>	<p>同一</p> <p>平成15年度から事業実施</p> <p>平成14年度決算額 -千円 平成15年度予算額 32,784千円</p>	現行のとおり新市に引き継ぐ。

事務事業名	現況			調整方針
	田沢湖町	角館町	西木村	
知的障害者グループホーム支援費	<p>内容 共同生活を営むのに支障のない知的障害者の施設入所を支援する支援費 利用者と扶養義務者の収入状況に応じ費用負担がある</p> <p>知的障害者居宅生活支援費に含まれる</p>	<p>同一</p> <p>平成14年度決算額 0千円 平成15年度予算額 1,348千円</p>	<p>同一</p> <p>平成15年度から事業実施</p> <p>平成14年度決算額 -千円 平成15年度予算額 0千円</p>	<p>現行のとおり新市に引き継ぐ。</p>
知的障害者居宅支援費（デイ、ショート、居宅介護費）グループホーム（地域生活援助支援費）	<p>サービスの内容 知的障害者がデイ、ショート、ヘルパー、グループホームを利用する場合、居宅支援費受給者証を発行し支援費を支給する支援費 申請者、扶養義務者の所得により決定する</p> <p>平成14年度決算額 0千円 平成15年度予算額 1,825千円 （うちグループホーム分 1,617千円）</p>	<p>同一</p> <p>平成14年度決算 0千円 平成15年度予算 0千円</p>	<p>同一</p> <p>平成14年度決算 0千円 平成15年度予算 511千円</p>	<p>田沢湖町の例による。</p>
福祉作業所（負担金）	<p>内容 「仙北北部ふれあいセンターにじ」において作業、生活訓練並びに交流活動を行い、心身障害者の自立と社会生活能力の向上を図る 利用料 本人、扶養義務者の収入状況に応じ一部費用負担あり</p> <p>平成14年度決算 974千円 平成15年度予算 987千円</p>	<p>同一</p> <p>平成14年度決算 1,775千円 平成15年度予算 1,898千円</p>	<p>同一</p> <p>平成14年度決算 553千円 平成15年度予算 526千円</p>	<p>現行のとおり新市に引き継ぐ。</p>

		現 況			調整方針
事務事業名	田沢湖町	角館町	西木村		
精神障害者手帳、医療券、相談	<p>内容 精神障害者の自立と社会復帰を促進するため手帳を発行し福祉サービスを行う 通院医療費は公費負担である</p>	<p>同一 実施機関は健康管理センター</p>	<p>同一</p>		合併時に統合する。
精神障害者短期入所	<p>内容 精神障害者の居宅での介護が一時的に困難となった場合、生活訓練施設等に短期入所の措置を行う 利用料 本人、扶養義務者の収入状況に応じて費用負担あり 自治体は飲食物相当額（利用料）を運営主体に支払う</p> <p>平成14年度決算 0千円 平成15年度予算 99千円</p>	<p>同一</p> <p>平成14年度決算 0千円 平成15年度予算 160千円</p>	<p>同一</p> <p>平成14年度決算 0千円 平成15年度予算 259千円</p>		現行のとおり新市に引き継ぐ。
精神障害者ホームヘルプ	<p>内容 精神障害者が居宅において日常生活ができるよう家庭にホームヘルパーを派遣し、食事・身体の清潔の保持等の介助を行う 利用料 生計中心者の課税状況に応じて費用負担あり</p> <p>平成14年度決算 18千円 平成15年度予算 306千円</p>	<p>同一</p> <p>平成14年度決算 0千円 平成15年度予算 150千円</p>	<p>同一</p> <p>平成14年度決算 478千円 平成15年度予算 737千円</p>		現行のとおり新市に引き継ぐ。

		現 況			調整方針		
事務事業名	田沢湖町	角館町	西木村				
精神障害者作業所	負担金を拠出している	サービスの内容 家庭及び病院にひきこもりがちな精神障害者の社会復帰を支援するため「角館さくらの会」が運営する角館さくら共同作業所において通所方式による作業訓練及び生活指導等を行う 利用料 無料	負担金を拠出している		現行のとおり新市に引き継ぐ。		
	平成14年度決算	425千円	平成14年度決算	5,196千円		平成14年度決算	267千円
	平成15年度予算	425千円	平成15年度予算	5,196千円		平成15年度予算	268千円

協議案第 29 号

児童福祉事業の取扱いについて【協定項目 23 - 11】

児童福祉事業の取扱いについて、次のとおり提案する。

協議事項	各種事務事業の取扱い	関係項目	児童福祉
調整の内容	児童福祉事業については、次の区分により調整する。 (1) 国又は県等が定める制度については、その要綱等に準拠しながら調整する。 (2) 各町村が独自に実施している制度又は事業については、合併時までに調整する。		

現 況				具体的な調整方法
事務事業名	田沢湖町	角館町	西木村	
災害遺児愛護会	内容 災害遺児となる児童が発生した場合、(財)秋田県災害遺児愛護会から支給される激励金、見舞金、入学卒業の祝い金の支給事務を行う 事務局は秋田県災害遺児愛護会であり町村は進達事務を行う	同一	同一	現行のとおり新市に引き継ぐ。
母子・父子家庭児童祝金支給	内容 母子・父子家庭の児童で、小・中・高等学校に入学した場合や、就職した者に対して経済的負担軽減、児童等の健全育成を図るため祝い金を支給する 金額 小学校入学時 5,000円 中学校入学時 8,000円 高等学校入学時 10,000円 就職時 10,000円 県支給の祝い金を町村経由で支給するため町村の予算措置なし	田沢湖町と同一	田沢湖町と同一であるが、村単独高上げ分として該当世帯の子弟の中学校卒業時に5,000円分の図書券を支給している 村単独分 平成14年度決算 70千円 平成15年度予算 48千円	田沢湖町、角館町の例による。

事務事業名	現 況			具体的な調整方法
	田沢湖町	角館町	西木村	
母子及び寡婦福祉資金貸付制度	<p>内容</p> <p>母子家庭及び寡婦の経済的自立と生活の安定、子供の福祉向上を図るため、無利子又は低利子で資金貸付を行う。町村が申請受付窓口となり県へ進達する</p>	同一	同一	現行のとおり新市に引き継ぐ。
放課後児童対策	<p>内容</p> <p>児童が帰宅しても両親や保護者が就労の関係で自宅にいない場合、小学校の空き教室を使用し、1年生から3年生を対象に帰宅のバス時間待ちなどの対応をする。世話人(各学校長)指導員各2名が指導、助言を行う。田沢湖町は教育委員会の所管である</p> <p>平成14年度決算額 4,002千円 平成15年度予算額 4,134千円</p>	<p>内容</p> <p>大凡の内容は田沢湖町に同一であるが、所管課が福祉課と教育委員会とに分かれている。中川小学校の該当児童は当該地区の児童館において児童厚生員が対応しており(福祉課)東、西小学校の該当児童は空き教室において児童厚生員が対応している(教育委員会)</p> <p>平成14年度決算額 3,407千円 平成15年度予算額 4,794千円</p>	なし	田沢湖町の例により統合する。
児童遊園地	<p>内容</p> <p>町内22カ所の児童遊園地、施設の管理を行い、児童の安全な遊び場を確保する</p> <p>平成14年度決算 908千円 平成15年度予算 829千円</p>	なし	なし	田沢湖町部分については存続する。

協議案第30号

生活保護事業の取扱いについて【協定項目23-13】

生活保護事業の取扱いについて、次のとおり提案する。

協議事項	各種事務事業の取扱い	関係項目	生活保護事業
調整の内容	生活保護事業については、新市において福祉事務所を設置し、国又は県等が定める各種の制度について、その法令・要綱等に準拠しながら実施する。		

現 況		調整方針
事務事業名		
生活保護	<p>内容</p> <p>憲法が保障するところの「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」を実現するため、生活保護法の規定に基づき生活扶助、教育扶助、など7種の扶助（保護）を行う。</p> <p>現在3町村の保護費の総額は平成14年度決算では約600,000千円となっている。</p>	<p>新市において福祉事務所を設置し、事業を実施する。</p>

協議案第 3 1 号

市（町村）立学校の通学区域の取扱いについて

【協定項目 2 3 - 2 3】

市（町村）立学校の通学区域の取扱いについて、次のとおり提案する。

協議事項	各種事務事業の取扱い	関係項目	市(町村)立学校の通学区域
調整の内容	学校の通学区域については、現行のとおりとする。		

事務事業名	現 況			調整方針
	田沢湖町	角館町	西木村	
小中学校の通学区域	小学校(平成15年度当初) 学校数 3校 学級数 27学級 児童数 579人(区域外児童5人) 1)田沢小学校(建築年S55) 通学区域 春山を除く田沢地区 平成16年度生保内小と統合 2)生保内小学校(建築年S54) 通学区域 春山・潟・刺巻・生保内地区 3)神代小学校(建築年S39) 通学区域 神代地区 中学校(平成15年度当初) 学校数 3校 学級数 14学級 生徒数 346人(区域外生徒5人) 1)田沢中学校(建築年S57) 通学区域 春山を除く田沢地区 平成16年度生保内中と統合 2)生保内中学校(建築年S61) 通学区域 春山・潟・刺巻生保内地区 3)神代中学校(建築年S55) 通学区域 神代地区	小学校(平成15年度当初) 学校数 5校 学級数 33学級 児童数 682人(区域外児童19人) 1)角館西小学校(建築年S51) 通学区域 雲然・角館町内一部地区 2)角館東小学校(建築年S55) 通学区域 角館町内一部地区 3)中川小学校(建築年H6) 通学区域 中川地区 4)西長野小学校(建築年H4) 通学区域 西長野地区 5)白岩小学校(建築年H8) 通学区域 白岩地区 中学校(平成15年度当初) 学校数 1校 学級数 12学級 生徒数 403人(区域外生徒2人) 1)角館中学校(建築年S61) 通学区域 町内全域	小学校(平成15年度当初) 学校数 3校 学級数 17学級 児童数 279人(区域外児童0人) 1)西明寺小学校(建築年S46) 通学区域 西明寺・上荒井・小淵野・ 西荒井・門屋・小山田・下 木内字相内潟地区 2)桧木内小学校(建築年H8) 通学区域 相内潟を除く下桧木内地区 3)上桧木内小学校(建築年S54) 通学区域 上桧木内地区 中学校(平成15年度当初) 学校数 2校 学級数 6学級 生徒数 145人(区域外生徒4人) 1)西明寺中学校(建築年S55) 通学区域 西明寺・上荒井・小淵野・ 西荒井・門屋・小山田・下 木内字相内潟地区 2)桧木内中学校(建築年S56) 通学区域 上下桧木内地区	現行のとおり新市に引き継ぐ。 当面現行のとおりとするが、 児童・生徒数などの動向を踏 まえ通学区域の見直しを行う。

協議案第 3 2 号

学校教育事業の取扱いについて【協定項目 2 3 - 2 4】

学校教育事業の取扱いについて、次のとおり提案する。

協議事項	各種事務事業の取扱い	関係項目	学校教育事業
調整の内容	学校教育関係事務及び事業については、引き続き教職員の資質の向上や施設の整備に努め、教育環境の充実を図ることを基本に、次の区分により調整する。 1) 現行のとおり新市に引き継ぐもの 2) 合併時まで調整するもの 3) 新市において調整するもの		

事務事業名	現 況			調整方針																														
	田沢湖町	角館町	西木村																															
学校給食の実施	田沢湖町学校給食センター (給食費) ・小学校 265円/食 ・中学校 295円/食 (給食形態) ・パン 水曜日 ・米飯 月、火、木、金曜日 (給食費の徴収方法) ・PTA地域給食役員が集金～金融機関 (材料費以外の運営費) ・H14決算 68,195千円 ・H15予算 66,603千円	角館町学校給食センター (給食費) ・小学校 275円/食 ・中学校 310円/食 (給食形態) ・パン 月曜日 ・米飯 火、水、金曜日 ・その他 木曜日 (給食費の徴収方法) ・PTA地域給食員が集金～金融機関 (材料費以外の運営費) ・H14決算 48,305千円 ・H15予算 33,671千円(補正後)	西木村学校給食センター (給食費) ・小学校 260円/食 ・中学校 295円/食 (給食形態) ・パン 月曜日 ・米飯 火、水、木曜日 ・その他 金曜日 (給食費の集金方法) ・各家庭から学校が集金～金融機関 (材料費以外の運営費) ・H14決算 27,670千円(幼稚園分含む) ・H15予算 27,919千円(幼稚園分含む)	現行のとおり新市に引き継ぐ。 給食費については、新市において、出来るだけ負担の少ない料金の統一に向け調整を行う。 給食センターの運営については、給食サービスの一層の充実を図る効率化に向けた調整を新市において行う。																														
遠距離通学対策	事業名 遠距離通学補助事業 目的 幼稚園、小中学校に通学する遠距離の園児、児童、生徒に対して通学補助する。 平成14年度実績 <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>対象人数</th> <th>補助額(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>幼稚園</td> <td>10人</td> <td>509,240円</td> </tr> <tr> <td>小学校</td> <td>93人</td> <td>3,581,960円</td> </tr> <tr> <td>中学校</td> <td>9人</td> <td>1,055,760円</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>112人</td> <td>5,146,960円</td> </tr> </tbody> </table> 内特別交付税措置 3,254,000円 ・平成15年度予算 5,910,000円	種別	対象人数	補助額(円)	幼稚園	10人	509,240円	小学校	93人	3,581,960円	中学校	9人	1,055,760円	計	112人	5,146,960円	事業名 遠距離通学補助事業 目的 要綱に定められている地区から通学する児童に対し、通学用定期代全額を支給。 平成14年度実績 <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>対象人数</th> <th>補助額(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>幼稚園</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>小学校</td> <td>54人</td> <td>207,430円</td> </tr> <tr> <td>中学校</td> <td>47人</td> <td>761,840円</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>101人</td> <td>969,270円</td> </tr> </tbody> </table> 内特別交付税措置 1,132,000円 ・平成15年度予算 1,393,000円	種別	対象人数	補助額(円)	幼稚園			小学校	54人	207,430円	中学校	47人	761,840円	計	101人	969,270円	該当なし	合併時に再編する。 小学校は、基本的に4km以上 中学校は6km以上を全額補助対象とし、既存制度は新市において存続する。
種別	対象人数	補助額(円)																																
幼稚園	10人	509,240円																																
小学校	93人	3,581,960円																																
中学校	9人	1,055,760円																																
計	112人	5,146,960円																																
種別	対象人数	補助額(円)																																
幼稚園																																		
小学校	54人	207,430円																																
中学校	47人	761,840円																																
計	101人	969,270円																																

現況		調整方針																	
事務事業名	田沢湖町	角館町	西木村																
	該当なし	<p>事業名 通学用自転車購入補助事業</p> <p>目的 要綱に定める地区より通学する生徒に対し、原則として1学年時の自転車購入に対して補助し、保護者の負担を軽減する。</p> <p>対象者 角館中学校に入学する新1年生で通学距離が7km以上の生徒</p> <p>補助内容 ・一般世帯 実費1/2(上限19,000円) ・保護世帯 実費2/2(上限38,000円)</p> <p>事業実績</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業年度</th> <th>区分</th> <th>対象人数</th> <th>補助額(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">平成14年度</td> <td>一般世帯</td> <td>10</td> <td>187,805</td> </tr> <tr> <td>保護世帯</td> <td>1</td> <td>38,000</td> </tr> <tr> <td colspan="2">平成15年度予算</td> <td>332</td> <td>000円</td> </tr> </tbody> </table>	事業年度	区分	対象人数	補助額(円)	平成14年度	一般世帯	10	187,805	保護世帯	1	38,000	平成15年度予算		332	000円	該当なし	<p>角館町の例による。 新市において、同基準を基本とし、全中学校を対象とする。 補助金の限度額については、合併時までに現状を調査し、適正な額を設定する。</p>
事業年度	区分	対象人数	補助額(円)																
平成14年度	一般世帯	10	187,805																
	保護世帯	1	38,000																
平成15年度予算		332	000円																
	該当なし	該当なし	<p>事業名 スクールバス事業</p> <p>設置の趣旨 文部科学省へき地教育振興対策として西明寺小学校潟野分校、同潟尻分校、桧木内小学校相内潟分校及び西明寺中学校潟尻分校、上桧木内小学校戸沢分校、上桧木内中学校の統合計画に基づく、児童生徒の通学用バスとして設置するほか、教育委員会の認める教育振興に必要な学童の輸送を行う。</p> <p>運営費 ・H14決算 4,266,262円 ・H15予算 4,272,000円 運営費は概ね交付税措置されている。</p>	<p>現行のとおり新市に引き継ぐ。</p>															

現 況				調整方針
事務事業名	田沢湖町	角館町	西木村	
放課後児童対策事業	<p>目的 保護者等の就労関係により児童が帰宅しても留守がちな家庭や帰宅バス時間待ちの児童を対象に開設している。</p> <p>開設時間 放課後から午後5時まで</p> <p>開設場所・名称 ・生保内小 白樺学級 ・神代小 ポプラ学園</p> <p>対象児童 小学校1年生から3年生までの児童</p> <p>運営費 4,002,494円 ・H14決算 4,002,494円 内県補助金 2,652,000円 ・H15予算 4,134,000円</p>	<p>目的 昼間仕事などの都合で家庭に保護者のいない小学校低学年児童を対象に、保護者が帰宅するまでの間、家庭と連携を図りながら、児童の保護及び遊びを主とする健全育成活動を行う。</p> <p>開設時間 午後6時まで</p> <p>開設場所・名称 ・角館西小 どんぐりなかよしクラブ</p> <p>対象児童 角館東及び西小学校1年生から3年生</p> <p>運営費(H14決算) 1,326,000円 ・H14決算 1,326,000円 内県補助金 884,000円 ・H15予算 1,523,000円</p>	該当なし	田沢湖町の例による。 学校単位での取り組みが望ましく、制度の内容については、合併時までに調整し統一する。
冬期スクールバス運行事業	<p>目的 冬期における神代幼小の通学通園困難を解消するため運行する。</p> <p>通行区間 ・神代西部地区(大型車両) ・黒倉、早稲田地区(大型車両) ・生田地区(小型車) ・大船、東田地区(小型車両)</p> <p>利用対象者 停留所から小学校又は幼稚園までの距離が4km以上の児童、園児</p> <p>料金 無料</p> <p>事業費 平成14年度(11/18~3/20) ・委託料 9,353,600円 内特別交付税措置 7,989,000円 ・平成15年度予算 9,480,000円</p>	該当なし	該当なし	現行のとおり新市に引き継ぐ。

		現 況						調整方針																					
事務事業名	田沢湖町	角館町		西木村																									
奨学金貸付事業	目的 大学・短大・専門学校・高校に進学及び在学する者で、優秀で経済的理由によって就学が困難な者に対して奨学金を貸付、有能な人材を育成する。 貸付金概要 ・高校生 月額 12,000円 ・短大、専門学校 月額 35,000円 ・国公立大学 月額 35,000円 ・私立大学 月額 40,000円 償還 ・貸付金無利子で、卒業した翌月から10年間で償還する。 ・卒業後、町内に在住する人は、5年間償還を猶予する。 事業実績(新規分 年額)	角館町育英会が運営(参考) 目的 角館町住民の子弟で、貸与を受けようとする者が、高等学校以上に入学又は在学し、学術優秀、品行方正及び身体強健であって、且つ学資の支弁が困難と認められた者に奨学金を貸与する。 貸付金概要 ・高等学校奨学生 月額20,000円以内 ・大学生奨学生 (短大、専門学校、大学院含む。) 月額30,000円以内 償還 ・卒業後、貸与期間(標準修学年限)の終了した翌月から10年以内(無利子) 事業実績(新規分 年額)		目的 心身共に健康で学業成績優秀な者が上級学校に在学する場合において、経済的理由で修学困難な者に対して奨学資金として貸付、有用な人材を育成する。 貸付資金概要 ・短大、専門学校、大学、大学院 年額40万円の範囲内 償還 ・償還期間は、貸付期間の二を乗じた年以内の期間を任意に設定することができる。 ・卒業後、村内に在住することになった場合は、5年を限度に償還を据置、償還期間を延長することができる。 事業実績(新規分 年額)		田沢湖町の例とする。 (角館町育英会を除く。) 既貸付金については、各町村の現行制度を存続する。																							
	<table border="1"> <tr> <td rowspan="4">平成14年度</td> <td>高校生</td> <td>144,000</td> <td>2人</td> </tr> <tr> <td>短大・専門</td> <td>420,000</td> <td>9人</td> </tr> <tr> <td>国公立大学</td> <td>420,000</td> <td>4人</td> </tr> <tr> <td>私立大学</td> <td>480,000</td> <td>3人</td> </tr> </table>	平成14年度	高校生	144,000	2人			短大・専門	420,000	9人	国公立大学	420,000	4人	私立大学	480,000	3人	<table border="1"> <tr> <td rowspan="2">平成14年度</td> <td>高等学校</td> <td>240,000</td> <td>1人</td> </tr> <tr> <td>大学生等</td> <td>360,000</td> <td>7人</td> </tr> </table>	平成14年度	高等学校	240,000	1人	大学生等	360,000	7人	<table border="1"> <tr> <td>平成14年度</td> <td>大学生等</td> <td>40万円</td> <td>3人</td> </tr> </table>	平成14年度	大学生等	40万円	3人
	平成14年度		高校生	144,000	2人																								
			短大・専門	420,000	9人																								
国公立大学			420,000	4人																									
私立大学		480,000	3人																										
平成14年度	高等学校	240,000	1人																										
	大学生等	360,000	7人																										
平成14年度	大学生等	40万円	3人																										
・H15予算 14,148千円(一般会計)		平成15年度は10人程度の貸付見込		・H15予算 4,000千円(一般会計)																									
教育相談員の設置	事業目的 学校教育に関する相談指導業務の充実を図り、適正な教育を進める。 業務内容 相談員は、学校における教育相談、児童生徒に係る家庭教育などの相談業務を行う。 事業費(平成14年度) ・H14決算 1,200,000円 報酬 100千円×12ヶ月=1,200千円 ・H15予算 1,200,000円	該当なし		該当なし		田沢湖町の例とする。 合併時に新市全域を対象とする。																							

事務事業名	現 況			調整方針
	田沢湖町	角館町	西木村	
スクール カウンセラー設置	<p>事業目的 児童生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識、経験を有する「スクールカウンセラー」を活用し、児童生徒の問題行動や悩み、相談等の解決に資するとともに、教師、保護者への指導、援助等を行う。</p> <p>概要 児童生徒が抱える多様な悩みや相談、不登校等の問題行動等について、専門的立場から生徒、教師、保護者のカウンセリングを週2回行い、指導、助言、援助する。</p> <p>配置 神代中学校に拠点式で配置している。</p> <p>事業費 H14(内報酬額) 2,166,000円 ・臨床心理士 6,000/時 ・上記以外 3,000/時 相談回数 75回 相談件数 440件 ・H14決算 2,588,407円 ・H15予算 2,810,000円</p>	<p>事業目的 児童生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識、経験を有する「スクールカウンセラー」を活用し、児童生徒の問題行動や悩み、問題等の解決に資するとともに、教師、保護者への指導、援助等を行う。</p> <p>概要 児童生徒が抱える多様な悩みや相談、不登校、暴力行為の問題行動等について専門的立場から生徒、教師、保護者のカウンセリングを行い、指導、助言、援助する。</p> <p>配置 角館中学校を拠点とする。</p> <p>事業費 (H14実績) 相談件数 9件 相談延べ人数 26人 ・H14決算 60,000円 ・H15予算 60,000円</p>	該当なし	田沢湖町・角館町の例とする。 制度を存続し、新市全域を対象に事業を拡大する。
育英寮田沢湖会館の管理運営	<p>目的 田沢湖町住民の子弟に対し、その就学を援助するため宿舍を提供し、共同生活を通して人間形成を図る。</p> <p>会館の位置及び収容人員 ・位置:秋田市千秋明徳町4番51号 ・収容人員:9名以内</p> <p>会館の管理 教育委員会 運営費(工事費を除く) H14決算 3,938,816円 H15予算 3,962,000円</p>	該当なし	該当なし	田沢湖町の例による。 新市全体を対象に運営を存続する。

協議案第 3 3 号

文化振興事業の取扱いについて【協定項目 2 3 - 2 5】

文化振興事業の取扱いについて、次のとおり提案する。

協議事項	各種事務事業の取扱い	関係項目	文化振興事業
調整の内容	文化振興関係事務及び事業については、同一又は類似する事業の統合若しくは再編を基本に、次の区分により調整する。 (1) 現行のとおり新市に引き継ぐもの。 (2) 合併時まで調整するもの。 (3) 新市において調整するもの。		

現況				調整方針
事務事業名	田沢湖町	角館町	西木村	
活動成果の発表会	<p>事業内容 生保内地区で開催する文化祭において、活動成果を発表する。(産業祭隔年同時開催)また、公民館講座及びサークル活動の実践発表会として「生涯学習推進の集い」を開催している。</p> <p>開催時期 文化祭:10月下旬から11月初旬 生涯学習推進の集い:2月下旬</p> <p>主催者 文化祭:田沢湖町芸術文化協会 生涯学習推進の集い:教育委員会</p> <p>運営費(生涯学習推進の集い) ・H14決算 78,000円 ・H15予算 96,000円</p>	<p>事業内容 産業文化祭において文化部門の展示を行っている。</p> <p>開催時期 10月下旬</p> <p>主催者 角館町産業文化祭実行委員会</p> <p>運営費 ・H14決算(教委負担分) 150,000円 ・H15予算(教委負担分) 150,000円</p>	<p>事務内容 にしき祭での生涯学習成果の発表(作品展示)生涯学習の成果を随時紹介する場として、機会ある毎に各施設を利用して展示発表する。</p> <p>開催時期 毎年10月最終土日曜日</p> <p>主催者 にしき祭実行委員会</p> <p>運営費 ・H14決算(教委負担分) 150,000円 ・H15予算(教委負担分) 150,000円</p>	現行のとおり新市に引き継ぐ。
文化財保護審議会	<p>目的 教育委員会の諮問に応じて、文化財の保存及び活用に関する重要事項について調査審議し、これらの事項に関して建議を行うために審議会を置く。</p> <p>概要 審議会は委員6人以内で組織し、学識経験者及び関係行政機関のうちから教育委員会が任命し、任期は2年とする。</p>	<p>目的 町内にある文化財につき、教育委員会の諮問に応じて専門の見地から建議を行う。</p> <p>概要 11名以内の任期2年の文化財保護審議委員を任命し、審議会は、教育委員会の諮問に応じて専門の見地から建議を行う。</p>	<p>目的 審議会は、委員会の諮問に応じて、調査若しくは審議し、必要と認める事項を建議する。</p> <p>概要 審議会は、委員10名以内、任期は4年の教育委員会が任命する。</p>	合併時に再編する。 報酬については、類似規模団体などを基準にする。 委員の数については、各分野地域性などを踏まえた委員設置を行う。 任期については、西木村の例とする。

事務事業名	現 況			調整方針
	田沢湖町	角館町	西木村	
歴史民俗史料館 運営業務	<p>名称 田沢湖町郷土史料館</p> <p>施設概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開館・・・昭和45年4月 ・施設展示面積・・・第1展示室227㎡ 第2展示室311㎡ <p>展示内容</p> <p>国指定民俗資料田沢湖の丸木船、国鱒(標本)、田沢湖の漁労具、狩猟具(マガギ)、町内遺跡出土品、生活用品、約10,000点を展示</p> <p>運営費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・H14決算 4,005,000円 ・H15予算 3,593,000円 	該当なし	該当なし	現行のとおり新市に引き継ぐ。
美術館維持管理 業務	該当なし	<p>名称 角館町平福記念美術館</p> <p>目的</p> <p>町民の芸術文化の振興と向上に資するために設置する。</p> <p>施設概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開館・・・昭和63年4月29日 ・施設規模・・・敷地面積 10,024㎡ 延床面積 1,451㎡ 展示面積 432㎡ <p>運営費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・H14決算 39,284,000円 ・H15予算 36,995,000円 	該当なし	現行のとおり新市に引き継ぐ。
市町村史編纂に 関すること	<p>町史編纂</p> <p>平成8年度で編纂作業終了 現在は、新田沢湖史と資料編の保管と販売を行っている。</p>	<p>町史編纂</p> <p>昭和60年で編纂作業終了 現在は、「角館誌」全11巻、別巻、索引の在庫販売を行っている。</p>	<p>村史編纂</p> <p>西木村郷土誌編纂は、昭和55年終了、西木村郷土誌(民俗編)は、平成12年に終了し、現在も在庫があり購入希望者に販売を行っている。</p>	現行のとおり新市に引き継ぐ。

協議案第34号

コミュニティ活動の取扱いについて【協定項目23 - 26】

コミュニティ活動の取扱いについて、次のとおり提案する。

協議事項	各種事務事業の取扱い	関係項目	コミュニティ活動について
調整の内容	コミュニティ活動については、新市において存続する。		

事務事業名	現 況			調整方針
	田沢湖町	角館町	西木村	
コミュニティ活動について	主な地区の活動内容 名称 ・田沢地区コミュニティ推進協議会 目的 ・地区住民生活の安定と協調、融和を図り、豊かな日常生活を創造する。 事業内容 ・地区運動会の開催など 町補助金 200,000円(H15予算)	主な地区の活動内容 名称 ・中川地区住民運動会 ・白岩地区大運動会 目的 ・地域住民相互の親睦 活動内容 ・地区住民運動会の実施など 町補助金 各協議会 50,000円(H15予算)	主な地区の活動内容 名称 ・上桧木内地区村民大運動会 ・桧木内地区村民大運動会 ・西明寺地区住民大運動会 目的 ・地域住民の健康保持・増進と親睦 活動内容 ・地区住民の運動会の開催など 村補助金 各実行委員会に50,000円助成	現行のとおり新市に引き継ぐ。各地域が独自に行っているコミュニティ活動については、引き続き支援できるよう調整を行う。

協議案第 3 5 号

社会教育事業の取扱いについて【協定項目 2 3 - 2 7】

社会教育事業の取扱いについて、次のとおり提案する。

協議事項	各種事務事業の取扱い	関係項目	社会教育事業
調整の内容	社会教育関係事務及び事業については、次の区分により調整する。 (1) 現行のとおり新市に引き継ぐもの。 (2) 合併時まで調整するもの。 (3) 新市において調整するもの。		

現 況				調整方針
事務事業名	田沢湖町	角館町	西木村	
広報紙発行業務	概要 生涯学習の情報紙として年6回、町全戸に配布。 発行時期 2、4、6、8、10、12月下旬発行 町の広報紙と一緒に配布 発行部数(6回) 4,100部 ・H14決算 450,000円 ・H15予算 450,000円	概要 生涯学習の輪が全町に広がることを目標に、年2回「玲瓏」を発行。 発行時期 9月及び3月 町の広報紙と一緒に配布 発行部数(2回) 5,100部 ・H14決算 60,000円 ・H15予算 50,000円	概要 村広報を利用して、生涯学習課が管理する各種生涯学習講座・サークル活動を行っている団体などの紹介、各事業の紹介を生涯学習報「えがお」として、月1回全戸配布し周知を図る。 発行部数(広報紙面利用) 2,200部 ・H14決算 負担按分120,000円 ・H15予算 実績額を負担按分	合併時に再編する。 基本的に毎月発行する方向で再編する。
成人式	概要 田沢地区、生保内地区、神代地区の成人対象者の中から実行委員を選出し、事業の運営を行っている。 実施日及び会場 毎年8月15日町民会館で実施 対象者 当該年20歳～21歳 ・H14決算 530,000円 ・H15予算 605,000円	概要 年度内に満20歳を迎える町民・町出身者を対象として、新成人を祝う式典を開催する。 実施日及び会場 毎年8月14日角館町広域交流センター 対象者 当該年19歳～20歳 ・H14決算 40,000円 ・H15予算 76,000円	概要 満20歳の村民・村出身者を対象として新成人を祝う式典を開催する。 実施日及び会場 毎年8月15日クリオンで開催 対象者 当該年20歳～21歳 ・H14決算 662,000円 ・H15予算 482,000円	田沢湖町・西木村の例とする。 対象者を統一し、同一会場での開催に向け調整を行う。

		現 況																		
事務事業名	田沢湖町	角館町	西木村		調整方針															
図書館 (図書室含む)	概要 町立田沢湖図書館として運営 開館時間 9:00～17:00 蔵書 50,575冊 貸出冊数 (H14.1.～H14.12) 23,494冊 運営費 ・H14決算 25,446,401円 ・H15予算 25,097,000円	概要 総合情報センター学習資料館(イベント交流館を含む)として運営 開館時間 火～土曜日 9:00～19:00 日曜日 9:00～17:00 蔵書 約100,000冊 貸出冊数 (H14.4～H15.3) 62,188冊 運営費 ・H14決算 57,842,000円 ・H15予算 56,571,000円	概要 村民に広く読書を推進するため、図書の充実を図り、図書貸出を行う。 ・西明寺館(西木村公民館内) ・桧木内館(公民館内) ・上桧木内館(公民館内) 開館時間 8:30～17:00 蔵書 6,333冊 貸出冊数 (H14.4～H15.3) 313冊		現行のとおり新市に引き継ぐ。基本的に現在の運営方法を存続する。															
図書の貸し出しサービスについて	・自動車文庫運営に関する負担金のみ	事業名 自動車文庫配本事業 目的 角館・西木・田沢湖・中仙・太田の各町村との連絡を密にし、図書の利用について研究協議し、読書活動の向上発展を図る。 巡回箇所 5ヶ町村 107ヶ所 巡回日数 年162日程度(配本含む) 積載冊数 2,600～2,700冊 利用登録者 653名 運営費 ・H14決算 9,185,000円 ・H15予算 9,338,000円 実績 <table border="1" data-bbox="878 1305 1330 1455"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>(貸出冊数)</th> <th>(貸出人数)</th> <th>適用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H12</td> <td>10,036</td> <td>3,115</td> <td></td> </tr> <tr> <td>H13</td> <td>12,761</td> <td>3,669</td> <td></td> </tr> <tr> <td>H14</td> <td>12,782</td> <td>3,532</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	年度	(貸出冊数)	(貸出人数)	適用	H12	10,036	3,115		H13	12,761	3,669		H14	12,782	3,532		・自動車文庫運営に関する負担金のみ	新市において、配本サービスを引き継ぐ。 配本サービス事業は、平成15年度で運営組織が解散する予定のため、新たなサービス形態も含めたサービスを協議し、新市において需要に応えられるよう努める。
年度	(貸出冊数)	(貸出人数)	適用																	
H12	10,036	3,115																		
H13	12,761	3,669																		
H14	12,782	3,532																		

		現況						調整方針																																								
事務事業名	田沢湖町	角館町	西木村																																													
学校体育施設の 社会体育開放事業	<p>目的 生涯学習の振興及び地域スポーツの普及のために学校教育に支障ない範囲で学校の施設を住民に供する。</p> <p>対象施設 田沢、生保内、神代各小学校体育館</p> <p>開放時間 平日 16:30～21:00 休日 9:00～21:00</p> <p>運営費用 ・管理人謝礼 月額 5,000円 (生保内小学校のみ10,000円)</p>	<p>目的 生涯学習の振興及び地域スポーツの普及のために学校教育に支障ない範囲で学校の施設を住民に供する。</p> <p>対象施設 町内5小学校及び角中体育館</p> <p>開放時間 ・平日 16:30～21:00 ・休日 9:00～21:00</p> <p>運営費用 ・管理人謝礼 4月～11月 朝605円+閉会1回605円 12月～3月 朝1,000円+閉会1回605円</p>	<p>目的 生涯学習の振興及び地域スポーツの普及のために学校教育に支障ない範囲で学校の施設を住民に供する。</p> <p>対象施設 小・中体育館、グラウンド</p> <p>開放時間 ・体育館 (平日) 18:00～21:30 (休日) 9:00～21:30 ・グラウンド(平日) 5:00～7:00 (休日) 5:00～19:00</p> <p>運営費用(指導員報酬 年102千円) 管理人費用なし</p>			<p>現行のとおり新市に引き継ぐ。合併後、新市において運営内容を調整する。</p>																																										
	スポーツ少年団 補助関係業務	<p>目的 スポーツ少年団に関わる活動及び育成等について援助する。</p> <p>補助金交付額</p> <p>1. 交通費</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>4人以下</th> <th>5～9人以下</th> <th>10人以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>北浦地区</td> <td>3,000円</td> <td>4,000円</td> <td>5,000円</td> </tr> <tr> <td>大曲仙北</td> <td>4,000円</td> <td>5,000円</td> <td>6,000円</td> </tr> <tr> <td>県内</td> <td>7,000円</td> <td>8,000円</td> <td>9,000円</td> </tr> <tr> <td>県外</td> <td colspan="3">別途支給</td> </tr> </tbody> </table> <p>その他 上記によりがたい場合、別途協議</p> <p>2. 宿泊費</p> <p>1)1泊につき1人4,000円を限度として予算の範囲内で支給する。但し、大会要項に定めのある場合は、その範囲内の最低料金とする。</p> <p>2)上記によりがたい場合は、協議の上決定する。</p> <p>・H14実績 614,000円 ・H15予算 430,000円</p>		4人以下	5～9人以下	10人以上	北浦地区	3,000円	4,000円	5,000円	大曲仙北	4,000円	5,000円	6,000円	県内	7,000円	8,000円	9,000円	県外	別途支給			<p>目的 スポーツ少年団の普及と育成及び活動の活性化を図り、青少年の心身の健全な育成に資する。</p> <p>補助金の交付額</p> <p>1)補助額は交通費及び宿泊費の実費(県大会1/2、東北大会2/3、全国大会3/4)とする。但し、予算の範囲内とする。</p> <p>2)協議会場地まで70km未満は、日帰りとし宿泊は認めない。但し、大会要綱に定めのある場合は、この限りでない。</p> <p>・H14実績 652,000円 ・H15予算 500,000円</p>	<p>目的 社会体育の向上及び生涯スポーツの普及。</p> <p>補助金交付額</p> <p>1. 交通費</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>4人以下</th> <th>5～9人以下</th> <th>10人以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>北浦地区</td> <td>3,000円</td> <td>6,000円</td> <td>10,000円</td> </tr> <tr> <td>大曲仙北</td> <td>4,000円</td> <td>7,000円</td> <td>12,000円</td> </tr> <tr> <td>県内</td> <td>7,000円</td> <td>10,000円</td> <td>15,000円</td> </tr> <tr> <td>県外</td> <td colspan="3">協議し、別途支給</td> </tr> </tbody> </table> <p>上記によりがたい場合は、協議の上決定。</p> <p>2. 宿泊費</p> <p>1)1泊につき4,000円を限度として予算の範囲内で支給する。(郡内は除く)但し、大会要項等に定めのある場合において、その範囲内の最低料金とする。前項によりがたい場合は、協議の上決定する。</p> <p>・H14実績 242,000円 ・H15予算 420,000円</p>				4人以下	5～9人以下	10人以上	北浦地区	3,000円	6,000円	10,000円	大曲仙北	4,000円	7,000円	12,000円	県内	7,000円	10,000円	15,000円	県外	協議し、別途支給			<p>合併時に再編する。派遣費については、合併時に統合することとし、西木村の例とする。</p>	
	4人以下	5～9人以下	10人以上																																													
北浦地区	3,000円	4,000円	5,000円																																													
大曲仙北	4,000円	5,000円	6,000円																																													
県内	7,000円	8,000円	9,000円																																													
県外	別途支給																																															
	4人以下	5～9人以下	10人以上																																													
北浦地区	3,000円	6,000円	10,000円																																													
大曲仙北	4,000円	7,000円	12,000円																																													
県内	7,000円	10,000円	15,000円																																													
県外	協議し、別途支給																																															

		現 況			調整方針
事務事業名	田沢湖町	角館町	西木村		
各種スポーツ大会	<p>目的 町民の間にスポーツを普及し、その振興アマチュア精神の高揚と体力づくりを図り、健康で明るい生活向上を推進する。</p> <p>事業の負担役割等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・体育協会主催 体育協会より各協会へ補助をするが、その他に掛かる経費は体育協会が負担する。 ・スポーツ少年団主催 スポーツ少年団本部にて負担する。 ・教育委員会主催 町費にて負担する。 	<p>目的 町民の間にスポーツを普及し、その振興アマチュア精神の高揚と体力づくりを図り、健康で明るい生活の向上を推進する。</p> <p>生涯スポーツの意義を知り、よりスポーツに親しむ意識を培う。体育の日を中心に前後約1ヶ月間、「角館町スポーツフェスティバル」を関係団体の協力を得て開催。 (平成14年度実績 18団体 1,449人)</p> <p>事業の負担役割等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各団体の各種大会の事業については、それぞれの団体が運営する。 ・主催者(事務局)より、広報、賞状等の支援を行う。 	<p>目的 地区住民の健康保持、増進と連帯感の醸成、親睦を図り、コミュニティづくりに資する。</p> <p>事業の負担役割等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各地区毎に実行委員会を組織し運営する。 	<p>現行のとおり新市に引き継ぐ。基本的に各種大会を存続することとし、同種目の大会については、統合に向け調整し、効率的な運営と開催ができるよう努める。</p>	
公民館主催事業 開催業務	<p>主な主催事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新春書初席書大会(全町民対象) ・全町囲碁、将棋大会 年2回(夏 納涼大会、冬 新春大会) <p>運営事業費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・H14決算 <ul style="list-style-type: none"> ・新春書初席書大会 90,000円 ・全町囲碁、将棋大会 40,000円 ・H15予算 <ul style="list-style-type: none"> ・新春書初席書大会 95,000円 ・全町囲碁、将棋大会 40,000円 	<p>主な主催事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・角館町町民登山 ・角館町町民ふれあい書初大会 開催回数:年1回 <p>運営事業費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・H14決算 <ul style="list-style-type: none"> 全町登山 10,000円 書初大会 21,000円 ・H15予算 <ul style="list-style-type: none"> 全町登山 10,000円 書初大会 35,000円 	<p>主な主催事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・西木村村民登山 ・西木村新春書初大会 <p>運営事業費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・H14決算 <ul style="list-style-type: none"> 講師謝礼 10,000円 参加賞 10,000円 ・H15予算 <ul style="list-style-type: none"> 講師謝礼 10,000円 参加賞 10,000円 	<p>現行のとおり新市に引き継ぐ。新市において類似する行事等について、統合に向け調整を行う。</p>	

協議案第36号

地方税の取扱いについて（その2）（提案）

地方税の取扱いについて（その2）、次のとおり提案する。

協議事項	地方税の取扱い(その2)	関係項目	
調整の内容	<p>1. 国民健康保険税は、算定方式を所得割、資産割、均等割、平等割の4方式とし、税率については、できるだけ大幅な変動が生じないよう調整に努め、新市の賦課時に決定する。納期については、6期とし最終納期を12月28日とする。</p> <p>2. 都市計画税については、現行のとおり新市に引き継ぐこととし、新市において事業の見直しも含めた検討を行い、将来的に廃止の方向で調整する。</p> <p>3. 納税貯蓄組合に係る事務費補助金については、合併時に再編することとし、奨励的補助金は、新市において廃止する。</p>		

事務事業名	現 況			調整方針
	田沢湖町	角館町	西木村	
国民健康保険税	基礎課税額 (世帯主及び世帯の被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額) 課税限度額 530,000円	基礎課税額 (世帯主及び世帯の被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額) 課税限度額 530,000円	基礎課税額 (世帯主及び世帯の被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額) 課税限度額 530,000円	基礎課税額の限度額については、医療費の動向を考慮し、平成17年度から統一のうえ課税する。
	基礎課税額の税率(H15) ・所得割額 7.50% ・資産割額 11.60% ・均等割額(一人につき) 22,800円 ・世帯別平等割額(一世帯) 28,500円	基礎課税額の税率H15) ・所得割額 8.00% ・資産割額 25.00% ・均等割額(一人につき) 23,000円 ・世帯別平等割額(一世帯) 34,000円	基礎課税額の税率(H15) ・所得割額 6.50% ・資産割額 32.00% ・均等割額(一人につき) 23,000円 ・世帯別平等割額(一世帯) 33,000円	基礎課税額の税率については、医療費の動向を考慮し、平成17年度から統一のうえ課税する。
	介護納付金課税額(基礎課税額に同じ) 課税限度額 80,000円	介護納付金課税額(基礎課税額に同じ) 課税限度額 80,000円	介護納付金課税額(基礎課税額に同じ) 課税限度額 80,000円	介護納付金課税額の課税限度額については、医療費の動向を考慮し、平成17年度から統一のうえ課税する。
	介護納付金課税額の税率 ・所得割額 1.08% ・資産割額 3.44% ・均等割額 7,900円 ・世帯別平等割額(一世帯) 4,900円	介護納付金課税額の税率 ・所得割額 1.20% ・資産割額 4.00% ・均等割額 5,500円 ・世帯別平等割額(一世帯) 6,000円	介護納付金課税額の税率 ・所得割額 1.00% ・資産割額 6.80% ・均等割額 7,000円 ・世帯別平等割額(一世帯) 4,000円	介護納付金の税率については、医療費の動向を考慮し、平成17年度から統一のうえ課税する。
	納 期 第1期 7月10日から同月31日 第2期 9月1日から同月30日 第3期 10月1日から同月31日 第4期 12月1日から同月25日	納 期 第1期 7月1日から同月31日 第2期 8月1日から同月31日 第3期 9月1日から同月30日 第4期 10月1日から同月31日 第5期 11月1日から同月30日 第6期 12月1日から同月28日	納 期 第1期 7月1日から同月31日 第2期 8月1日から同月31日 第3期 9月1日から同月30日 第4期 10月1日から同月31日 第5期 11月1日から同月30日 第6期 12月1日から同月25日	角館町の例による。 平成17年度から6期とし、最終納期を12月28日とする。

事務事業名	現 況			調整方針
	田沢湖町	角館町	西木村	
都市計画税	課税なし	<p>課税客体等 次の区域内に所在する土地及び家屋に対し、その価格を課税標準としてその所有者に課する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 旧角館地区全部(下川原地区を除く) 2. 大字小勝田の内次の小字の全部 鶺ノ崎、中川原、下川原、石淵 3. 大字小勝田の内次の小字については 国道46号線東側全部と国道46号線西側50メートル以内の部分 間野、下村、滝の沢、小倉前 <p>税 率 0.18%</p> <p>賦課期日 当該年度の初日の属する年の1月1日</p> <p>納 期</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1期 5月 1日から同月31日 ・第2期 7月 1日から同月31日 ・第3期 9月 1日から同月30日 ・第4期 11月 1日から同月30日 <p>(参考)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都市計画税の税率 都市計画税の税率は、0.3 / 100を超えることができない。 ・平成14年度現年度課税分 45,598,500円 ・平成15年度現年度課税分(当初) 46,224,100円 	課税なし	<p>現行のとおり新市に引き継ぐ。 新市において財政計画も含めた事業の見直しを協議し、廃止に向けた調整を行う。</p>

事務事業名	現 況			調整方針
	田沢湖町	角館町	西木村	
納税貯蓄組合	事務費補助金 ・組合使用人の給料費 (組合員数) 15人未満 2,000円以内 15人以上20人未満 4,000円以内 20人以上30人未満 6,000円以内 30人以上 8,000円以内 ・書類帳簿等の購入費 1組合につき 1,200円以内 ・事務所使用料 1組合につき 1,500円以内 ・その他の事務諸費 組合員一人につき 150円以内 平成14年度実績 1,262,900円 平成15年度予算 1,312,000円	事務費補助金 該当なし	事務費補助金 ・平等割額 (組合員数) 15人以下の組合 20,000円 16人以上30人まで 30,000円 31人以上40人まで 40,000円 41人以上 50,000円 ・均等割額 組合員一人につき 1,000円 ・納期内収納割合が95%未満の組合に対しては、上記の補助金額を次の区分により減額する。 1.90%以上95%未満 10%減額 2.85%以上90%未満 20%減額 3.85%未満 30%減額 平成14年度実績 2,998,700円 平成15年度予算 3,000,000円	西木村の例による。
	奨励的補助金(H15現在) (国民健康保険税以外) ・納期内納付額 2.5% ・年内納付 1.0% (国民健康保険税) ・納期内納付額 1.0% ・年内納付 0.5% 毎年各率0.5%減額中 平成14年度決算 12,163,500円 平成15年度予算 22,494,000円	奨励的補助金(H15現在) ・世帯割額 納期内完納組合 600円 ・税額割額 納期内完納組合 3.0% 一定の地域を単位とした組合以外の組合に交付する税額割額は、2.5% 平成14年度決算 25,293,900円 平成15年度予算 21,227,000円	奨励的補助金 該当なし	

協議案第 37 号

使用料、手数料等の取扱いについて（提案）

使用料、手数料等の取扱いについて、次のとおり提案する。

協議事項	使用料・手数料等の取扱い	関係項目
調整の内容	<p>1 3町村で差異のない使用料及び手数料については、現行のとおりとする。</p> <p>2 3町村で差異のある使用料及び手数料については、新市における住民の一体性の確保を図るとともに、住民負担に配慮し、負担の公平の原則から、適正な料金のあり方等を合併時に統一するよう調整する。</p> <p>3 各種施設等の使用料については施設の内容、建設年度が異なることから、原則として現行のとおりとする。ただし、同一又は類似する施設等の使用料については可能な限り統一に努める。</p>	

現 況	
<p>主な使用料、手数料の例</p> <p>主な使用料</p> <ul style="list-style-type: none"> 町村営住宅使用料 道路占用料 水道使用料 下水道等使用料 公民館、体育館等使用料 野球場、都市公園等使用料 斎場使用料 公営墓地使用料 駐車場使用料 	<p>主な手数料</p> <ul style="list-style-type: none"> 戸籍手数料 住民票手数料 印鑑証明手数料 諸証明手数料 公募閲覧手数料 診断書料 狂犬病予防事務手数料 臨時運行許可申請手数料 督促手数料
<p>関係法令</p> <p>(使用料) 地方自治法第225条 「普通地方公共団体は、第238条の4第4項の規定による許可を受けてする行政財産の使用又は公の施設の利用につき使用料を徴収することができる。」</p> <p>(手数料) 地方自治法第227条 「普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体の事務で特定に者のためにするものにつき、手数料を徴収することができる。」</p> <p>地方自治法第228条第1項 「分担金、使用料、加入金及び手数料に関する事項については、条例でこれを定めなければならない。この場合において、手数料について全国的に統一して定めることが特に必要と認められるものとして政令で定める事務(以下本項において「標準事務」という。)について手数料を徴収する場合においては、当該標準事務に係る事務のうち政令で定めるものにつき、政令で定める金額の手数を徴収することを標準として条例を定めなければならない。」</p>	

協議案第 38 号

行政区の取扱いについて（提案）

行政区の取扱いについて、次のとおり提案する。

協議事項	行政区の取扱い	関係項目	
調整の内容	行政区については、当面の間現行のとおりとする。新市において統合再編に努める。 3町村が行っている行政連絡員制度を現行のとおり新市で継続する。なお、行政連絡員の行う業務については合併時までに調整する。		

現 況			調整方針
田沢湖町	角館町	西木村	
行政区 田沢地区 11 行政区 生保内地区 47 行政区 神代地区 57 行政区 合計 115 行政区 行政事務連絡員 ・ 115 名 (任期 1 年) 会 議 行政事務連絡員会議 毎年 4 月に開催 業 務 「町広報」「議会だより」お知らせ文書等を各戸に配布する。 配布回数 月 3 回 (10 日、20 日、末日) 報 酬 世帯割 450 円 均等割 10,000 円 平成 14 年度決算額 2,847 千円 平成 15 年度予算額 3,012 千円	行政区 角館地区 89 行政区 中川地区 25 行政区 雲沢地区 36 行政区 白岩地区 30 行政区 合計 180 行政区 行政連絡員 ・ 180 名 (任期 1 年) 会 議 行政連絡員会議 毎年 6 月に開催 業 務 「お知らせナビ」チラシ等を各戸に配布する。 配布回数 月 2 回 (1 日、15 日) 報 酬 世帯割 300 円 均等割 8,500 円 平成 14 年度決算額 3,833 千円 平成 15 年度予算額 2,983 千円	行政区 西明寺地区 47 行政区 檜木内地区 33 行政区 合計 80 行政区 行政連絡員 ・ 80 名 (任期 1 年) 会 議 集落座談会と合わせて開催 業 務 「村広報」「議会だより」お知らせ文書等を各戸に配布する。 配布回数 月 3 回 (5 日、15 日、25 日) 報 酬 世帯割 970 円 均等割 20,000 円 平成 14 年度決算額 3,188 千円 平成 15 年度予算額 3,216 千円	行政区については、当面の間現行のとおりとする。 現在の行政連絡員制度を現行のとおり新市で継続する。 なお、行政連絡員の行う業務については合併時までに調整する。

協議案第 39 号

納税関係事業の取扱いについて【協定項目 23 - 4】（提案）

納税関係事業の取扱いについて、次のとおり提案する。

協議事項	各種事務事業の取扱い	関係項目	納税関係事業
調整の内容	<p>1. 申告受付事務は、新市において調整する。</p> <p>2. その他納税関係事務及び事業については、次の区分により調整する。</p> <p>(1) 合併時まで調整するもの</p> <p>(2) 新市において調整するもの</p>		

事務事業名	現 況			調整方針
	田沢湖町	角館町	西木村	
申告受付	住民税・所得税の申告期間中の対応 ・受付会場 田沢湖町役場税務課 田沢地区 - コミュニティホーム 神代地区 - 就業改善センター 生保内地区 - 総合開発センター (地区以外からの申告相談も受付)	住民税・所得税の申告期間中の対応 ・受付会場 角館町役場税務課 角館地区 - 伝承館 中川地区 - 多目的研修センター 雲沢地区 - 農林業研修センター 白岩地区 - 基幹集落センター (地区以外からの申告相談も受付)	住民税・所得税の申告期間中の対応 ・受付会場 西木村役場税務課 上桧木内地区 - 公民館 桧木内地区 - 林業総合センター 西明寺地区 - 総合開発センター (地区以外からの申告相談も受付)	新市において調整する。
口座振替	対象税目 町県民税・固定資産税・軽自動車税・国民健康保険税 口座振替金融機関 指定金融機関・指定代理金融機関・収納代理金融機関 引落日 ・町県民税 6/15・6/30・8/31・10/31・12/25 ・固定資産税 5/15・5/31・7/31・9/30・11/30 ・軽自動車税 5/31 ・国民健康保険税 7/31・9/30・10/31・12/25	対象税目 町県民税・固定資産税・軽自動車税・国民健康保険税 口座振替金融機関 指定金融機関・指定代理金融機関・収納代理金融機関 引落日 ・町県民税 6/15・6/25・8/25・10/25・12/25 ・固定資産税 5/15・5/25・7/25・9/25・11/25 ・軽自動車税 4/25 ・国民健康保険税 7/25・8/25・9/25・10/25・11/25・12/25	対象税目 村県民税・固定資産税・軽自動車税・国民健康保険税 口座振替金融機関 指定金融機関・指定代理金融機関・収納代理金融機関 引落日 ・村県民税 6/15・6/30・8/31・10/30・12/25 ・固定資産税 5/15・5/31・7/31・9/30・11/30 ・軽自動車税 4/30 ・国民健康保険税 7/31・8/31・9/30・10/31・11/30・12/25	角館町の例とする。
督促	督促の発送 納期から20日以内 督促手数料 督促状1通につき 100円	督促の発送 納期から20日以内 督促手数料 督促状1通につき 100円	督促の発送 納期から20日以内 督促手数料 督促状1通につき 100円	現行のとおり新市に引き継ぐ。

現 況				調整方針
事務事業名	田沢湖町	角館町	西木村	
各種証明	<p>申請者の押印 原則として認印を求めるが、ない場合は 拇印若しくは署名のみも認める場合があ る。法人の場合は、法人印を求める。</p> <p>委任状、添付書類 本人でない場合は委任状が必要。ただし 個別の通達等により交付を認める場合があ る。この場合、必要に応じ関係書類を提出 させ確認する。</p> <p>料金の種類 1件につき200円、1,300円、無料</p>	<p>申請者の押印 原則として認印を求めるが、ない場合は 拇印若しくは署名のみも認める場合があ る。法人の場合は、法人印を求める。</p> <p>委任状、添付書類 本人でない場合は委任状が必要。ただし 個別の通達等により交付を認める場合があ る。この場合、必要に応じ関係書類を提出 させ確認する。</p> <p>料金の種類 1件につき200円、1,300円、無料</p>	<p>申請者の押印 原則として認印を求めるが、ない場合は 拇印若しくは署名のみも認める場合があ る。法人の場合は、法人印を求める。</p> <p>委任状、添付書類 本人でない場合は委任状が必要。ただし 個別の通達等により交付を認める場合があ る。この場合、必要に応じ関係書類を提 出させ確認する。</p> <p>料金の種類 1件につき200円、1,300円、無料</p>	<p>現行のとおり新市に引き継ぐ。</p>

協議案第40号

商工・観光関係事業の取扱いについて【協定項目23-19】（提案）

商工・観光関係事業の取扱いについて、次のとおり提案する。

協議事項	各種事務事業の取扱い	関係項目	商工・観光関係事業
調整の内容	1 中小企業振興対策事業は、角館町の例により調整する。 2 中小企業事業資金融資制度は、田沢湖町の例により調整する。 3 観光施設は、現行のとおり新市に引き継ぐ。 4 観光イベント及びPR事業は、主催団体と協議の上、新市において調整する。		

事務事業名	現 況			調 整 方 針
	田 沢 湖 町	角 館 町	西 木 村	
1 中小企業等振興 対策事業	工業振興促進事業 対象 製造、加工を行う施設 対象事業所(新設) ・投下固定資産総額 5,000万円以上 ・常時雇用者数 10人以上 対象事業所(増設) ・投下固定資産総額 3,000万円以上 ・常時雇用者数 10人以上増加 助成措置 ・固定資産税課税免除 3年間 ・固定資産税不均一課税(4～5年度) H15 指定事業所数 なし H14 減免措置額 - 千円	産業振興事業 対象 製造業、運輸通信業、卸売業、サービス業(風俗営業を除く) 対象事業所(新設) ・投下固定資産総額 2,000万円以上 ・常時雇用者数 10人以上 対象事業所(増設) ・投下固定資産総額 2,000万円以上 ・常時雇用者数 10人以上増加 助成措置 ・固定資産税課税免除 5年間 H15 指定事業所数 4事業所 H14 減免措置額 11,651千円	工場誘致事業 対象 製造、加工を行う施設 対象事業所(新設) ・投下固定資産総額 1,000万円以上 ・常時雇用者数 10人以上 対象事業所(増設) ・投下固定資産総額 500万円以上 ・常時雇用者数 10人以上増加 助成措置 ・固定資産税相当額の奨励金交付 5年間 H15 指定事業所数 なし H14 奨励金交付額 - 千円	角館町の例により、調整する。 なお、合併前の町村において対象となっている事業所については、従前の例による。
2 中小企業事業資金 融資等	田沢湖町中小企業振興資金 貸付限度額 ・運転資金 1,000万円 ・設備資金 1,500万円 利子補給 1.5%/年 保証料補給 全額(1.0%) 預託金額 1億2,000万円 H14 利用件数 38件 H14 融資総額 232百万円 H14 利子補給金 6,844千円 H14 保証料補助 5,318千円	角館町中小企業振興資金 貸付限度額 ・運転資金 1,500万円 ・設備資金 1,500万円 利子補給 2.0%/年 保証料補給 全額(1.0%) 預託金額 1億2,000万円 H14 利用件数 30件 H14 融資総額 192百万円 H14 利子補給金 2,342千円 H14 保証料補助 4,169千円	西木村中小企業振興資金 貸付限度額 ・1,000万円 利子補給 2.4%以内/年 保証料補給 全額(1.0%) 預託金額 2,500万円 H14 利用件数 24件 H14 融資総額 22百万円 H14 利子補給金 2,387千円 H14 保証料補助 1,157千円	田沢湖町の例により、調整する。 なお、合併前の町村において行った、融資については、従前の例による。

事務事業名	現 況			調 整 方 針
	田 沢 湖 町	角 館 町	西 木 村	
	秋田県新規事業展開資金 (事業革新資金) 貸付限度額 1億円 利子補給 1.3%/年 H14 利用件数 2件 H14 融資総額 101百万円 H14 利子補給金 530千円			
	秋田県中小企業振興資金 貸付限度額 1億円 利子補給 1.5%/年 預託金額 2,000万円 H14 利用件数 5件 H14 融資総額 69百万円 H14 利子補給金 3,559千円	秋田県中小企業振興資金 預託金額 1,500万円 H14 利用件数 - 件 H14 融資総額 - 百万円 H14 利子補給金 - 千円		
3 観光施設管理事業	主な観光施設 ・観光情報センター「フォレイク」 ・田沢湖キャンプ場 ・県営田沢湖オートキャンプ場 H14 施設管理経費 36,499千円 H14 使用料等収入 10,521千円	主な観光施設 ・観光情報センター「駅前蔵」 ・樺細工伝承館 ・西宮家 H14 施設管理経費 75,082千円 H14 使用料等収入 30,817千円	主な観光施設 ・かたまえ山森林公園 ・御座の石(鏡岩、渦頭霊泉) ・田沢湖畔 共生木群 H14 施設管理経費 16,036千円 H14 使用料等収入 6,222千円	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
4 観光イベント及びPR事業	主な観光イベント 【名称】 田沢湖高原雪まつり ・2月 第四 金、土、日 【名称】 刺巻の水芭蕉まつり ・4月中旬～5月上旬 【名称】 田子ノ木の観桜会 ・4月下旬～5月上旬 【名称】 生保内公園つつじ祭り ・5月11日～19日	主な観光イベント 【名称】 火振りかまくら ・2月 13～14日 【名称】 角館の桜まつり ・4月19日～5月5日 【名称】 角館の送り盆行事 ・8月15日 【名称】 角館のお祭り ・9月 7～9日	主な観光イベント 【名称】 上桧木内紙風船上げ ・2月 10日 【名称】 松葉の裸参り ・2月 第三 日曜日 【名称】 中里のカンデッコあげ ・旧暦 1月 15日 【名称】 鎌足・八津のカタクリ ・4月15日～5月5日	現行のとおり新市に引き継ぎ、主催団体と協議し、調整する。

事務事業名	現 況			調 整 方 針
	田 沢 湖 町	角 館 町	西 木 村	
	【名称】 田沢湖まつり ・7月 第三 土曜日 【名称】 田沢湖マラソン ・9月 第三 日曜日 【名称】 田沢湖ツーデーマーチ ・9月 第四 土、日曜日 【名称】 抱返り紅葉祭り ・10月10日～11月3日 H14 開催経費 20,720千円	【名称】 抱返り紅葉祭り ・10月10日～11月3日 H14 開催経費 14,878千円	【名称】 戸沢氏祭 ・8月 17日 【名称】 田沢湖ツーデーマーチ ・9月 第四 土、日曜日 H14 開催経費 9,392千円	
	主なPR関連事業 ・観光パンフレットの作成、配布 ・町ホームページへの観光情報掲載 ・旅行雑誌広告掲載、テレビ広告宣伝 ・観光ポジフィルムの作成 H14 観光PR経費 4,620千円	主なPR関連事業 ・観光マップの作成、配布 ・町ホームページへの観光情報掲載 ・フィルムコミッション事業活動 H14 観光PR経費 12,069千円	主なPR関連事業 ・観光パンフレットの作成、配布 ・村ホームページへの観光情報掲載 ・観光情報誌にイベント情報掲載 H14 観光PR経費 436千円	合併時に統合する。

協議案第 4 1 号

勤労者・消費者関連事業の取扱いについて

【協定項目 2 3 - 2 0】（提案）

勤労者・消費者関連事業の取扱いについて、次のとおり提案する。

協議事項	各種事務事業の取扱い	関係項目	勤労者・消費者関連事業
調整の内容	1 勤労者・消費者対策事業は、勤労者支援及び消費者保護の観点から新市において取り組みに努める。		

事務事業名	現 況			調 整 方 針	
	田 沢 湖 町	角 館 町	西 木 村		
1 勤労者対策事業	<p>勤労者対策事業費補助金 従業員の資質向上や職場環境の充実のため、中小企業者が行う従業員技術修得・資格取得研修事業や勤労者福利厚生設備事業に対し、補助金を交付する。</p> <p>・補助率 2/3 ・限度額 研修等 20万円、 福利厚生施設 200万円 H14 研修等 2社 302千円 H14 福利厚生 1社 107千円</p>			<p>勤労者・雇用対策事業は、田沢湖町の例により調整し、新市に引き継ぐものとし、離職者対策支援資金は廃止する。</p>	
	<p>雇用対策事業費補助金 離職者や学卒未就職者が行う技術修得及び資格取得研修に対し、補助金を交付する。</p> <p>・補助率 80% ・限度額 5万円 H14 3人 150千円</p>				
		<p>角館町離職者支援資金 非自発的離職者に対し、再就職までの生活、技能訓練等に必要な資金の一部を貸付し、求職活動を支援する。</p> <p>・貸付限度額 10万円(無利子) ・返済期間 20か月</p>			
	<p>勤労者福祉資金預託金 勤労者の融資資金の原資として東北労働金庫に対し、預託を行う。</p> <p>・預託金額 2,000万円</p>	<p>勤労者福祉資金預託金 勤労者の融資資金の原資として東北労働金庫に対し、預託を行う。</p> <p>・預託金額 1,500万円</p>	<p>勤労者福祉資金預託金 勤労者の融資資金の原資として東北労働金庫に対し、預託を行う。</p> <p>・預託金額 1,000万円</p>		<p>現行のとおり、新市に引き継ぐ。 なお、預託金額は新市において調整する。</p>

事務事業名	現 況			調 整 方 針
	田 沢 湖 町	角 館 町	西 木 村	
2 消費者行政	消費者相談 町民からの悪徳商法による被害相談等について、アドバイスするとともに、秋田県生活センター等と連携し、解決に努める。	消費者相談 町民からの悪徳商法による被害相談等について、アドバイスするとともに、秋田県生活センター等と連携し、解決に努める。	消費者相談 村民からの悪徳商法による被害相談等について、アドバイスするとともに、秋田県生活センター等と連携し、解決に努める。	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
		消費者の会 消費者の会に対して、活動費補助金を年間7万円を交付している。		本制度は、いずれも合併時に廃止する。 なお、消費者対策については、新市において調整する。
			西木村消費者会議 消費者意識の啓発と実践活動の推進を図り、消費者問題を協議することを目的に西木村消費者会議を設置。	

協議案第42号

建設関係事業の取扱いについて【協定項目23-21】（提案）

建設関係事業の取扱いについて、次のとおり提案する。

協議事項	各種事務事業の取扱い	関係項目	建設関係事業の取扱い
調整の内容	<p>1 都市計画マスタープラン及び都市計画区域については、新市において新たに策定する。なお、それまでの間は現行どおり引き継ぎ運用する。</p> <p>2 町村道については、すべて市道として引き継ぐものとする。なお、新市においては、市道認定基準を新たに策定する。</p> <p>3 除雪計画については、新市において新たに除雪計画を策定する。</p> <p>4 公営住宅及び使用料については、現行どおり新市に引き継ぐものとする。</p> <p>5 用地取得については、合併後3年を目途に地理的条件を考慮しつつ、公平性・公正性が確保されるよう取得額算定方法を調整する。なお、それまでは現行どおりとする。</p>		

事務事業名	現 況			調整方針
	田沢湖町	角館町	西木村	
1 都市計画関係事業	都市計画マスタープラン 計画名 田沢湖町都市計画マスタープラン 計画期間 平成16～35年度(20年)	都市計画マスタープラン 計画名 角館町都市計画マスタープラン 計画期間 平成13～32年度(20年)		新市において新たに策定する。なお、それまでの間は現計画を引き継ぎ運用する。
	都市計画区域 都市計画区域 6,680ha 用途地域指定面積 239ha	都市計画区域 都市計画区域 1,253ha 用途地域指定面積 343ha		新市において新市域の均衡が図られるよう新たに区域を設定する。なお、それまでは現区域を引き継ぐものとする。
	都市計画審議会 田沢湖町都市計画審議会 委員 10名(任期2年)	都市計画審議会 角館町都市計画審議会 委員 10名(任期2年)		新市において新たに都市計画審議会を設置する。
	都市公園 公園名 生保内公園 (野球場、テニスコート、サブ広場、すもう場、管理棟)	都市公園 公園名 丸山児童公園(児童公園) 岩瀬児童公園(児童公園) 桧木内川河川公園(河川緑地) 花場山公園(いこいの森) 古城山公園(いこいの森) 落合河川公園(河川緑地) 落合運動公園(運動公園)		新市に引き継ぎ、管理の適正化、効率化に努めるものとする。
	都市公園使用料又は占用料 (別表1を参照)	都市公園使用料又は占用料 (別表1を参照)		合併時に角館町の例に統一する。

事務事業名	現 況			調整方針
	田沢湖町	角館町	西木村	
2 町村道等関係事業	町道 町道認定 道路法第8条に基づく認定 路線数及び延長 1級 40路線(延長 109,010m) 2級 8路線(延長 14,835m) その他 559路線(延長 227,494m) 計 607路線(延長 351,339m)	町道 町道認定 道路法第8条に基づく認定 路線数及び延長 1級 22路線(延長 44,924m) 2級 20路線(延長 20,593m) その他 858路線(延長 302,131m) 計 900路線(延長 367,648m)	村道 村道認定 道路法第8条に基づく認定 路線数及び延長 1級 18路線(延長 46,030m) 2級 15路線(延長 17,098m) その他 152路線(延長 61,386m) 計 185路線(延長 124,514m)	町村道については、すべて市道として引き継ぐものとする。なお、新市においては、市道認定基準を新たに策定する。
	町道整備計画(測量、改良等) 15年度～17年度計画 路線数 18路線 総事業費 995,000千円 <財源> 国県支出金 138,500 地方債 669,000 一般 187,500 第4次大曲仙北広域市町村圏計画 実施計画より	町道整備計画(測量、改良等) 15年度～17年度計画 路線数 14路線 総事業費 1,198,520千円 <財源> 国県支出金 550,000 地方債 604,900 一般 43,620 第4次大曲仙北広域市町村圏計画 実施計画より	村道整備計画(測量、改良等) 15年度～17年度計画 路線数 24路線 総事業費 1,169,674千円 <財源> 国県支出金 267,900 地方債 736,500 一般 165,274 第4次大曲仙北広域市町村圏計画 実施計画より	新市において現計画を見直し新計画を策定する。なお、それまでは現計画を引き継ぐものとする。なお、老朽橋梁については、耐荷力上の緊急性、必要性に応じて対応するものとする。
	町道占用料 (別表2を参照)	町道占用料 (別表2を参照)	村道占用料 (別表2を参照)	3町村に差異がなく、現行どおりとする。
	街路灯 町設置 町管理(道路照明) 771基 地域管理(防犯灯) - 地域設置 町管理(防犯灯) 78基 地域管理(防犯灯) 552基 地域設置経費に対する補助制度有り	街路灯 町設置 町管理(道路照明) 807基 地域管理(防犯灯) 948基 地域設置 町管理(防犯灯) - 地域管理(防犯灯) -	街路灯 村設置 村管理(道路照明) 209基 地域管理(防犯灯) - 地域設置 村管理(防犯灯) - 地域管理(防犯灯) 216基 地域設置経費に対する補助制度有り	設置済みの街路灯は従前の管理方法によるものとする。新市においては、原則として道路照明は新市の設置・管理とし、防犯灯は地域の設置・管理とする。なお、地域設置経費に対する補助制度は、田沢湖町、西木村の例を基本として新たに設けるものとする。

事務事業名	現 況			調整方針
	田沢湖町	角館町	西木村	
3 除雪関係事業	<p>除雪計画</p> <p>出動基準 新雪深10cm以上 午前1時(観測点3箇所)</p> <p>作業時間(原則) 午前2時～7時</p> <p>路線数 535路線(232.4km)</p> <p>平成14年度除雪費決算額 84,031千円</p>	<p>除雪計画</p> <p>出動基準 新雪深10cm以上 午後10時(観測点1箇所)</p> <p>作業時間(原則) 午前0時30分～7時</p> <p>路線数 381路線(148.3km)</p> <p>平成14年度除雪費決算額 60,328千円</p>	<p>除雪計画</p> <p>出動基準 新雪深10cm以上 午前0時(観測点3箇所)</p> <p>作業時間(原則) 午前1時～7時30分</p> <p>路線数 219路線(99.8km)</p> <p>平成14年度除雪費決算額 30,583千円</p>	<p>冬期間の安全な道路通行の確保を最優先課題として、新市において新たに除雪計画を策定する。なお、合併時期が冬期(11～3月)の場合は、当該年度は従前の計画を引き継ぎ運用するものとする。</p> <p>新市における除雪作業の効率化及び経費縮減を図るため、直営・委託方式等の運用方法を見直し、新たな除雪計画に反映させるものとする。</p>
	<p>除雪機材運用</p> <p>直営 5台</p> <p>委託 31台(うち町からの貸与6台)</p>	<p>除雪機材運用</p> <p>直営 なし</p> <p>委託 21台(うち町からの貸与機械20台)</p>	<p>除雪機材運用</p> <p>直営 14台(うちリース1台)</p> <p>委託 なし</p>	
4 公営住宅	<p>公営住宅の設置状況</p> <p>田沢湖町営住宅(全59戸)</p> <p>武蔵野団地 (33戸)</p> <p>公園南団地 (12戸)</p> <p>神代団地 (4戸)</p> <p>武蔵野中央団地 (10戸)</p>	<p>公営住宅の設置状況</p> <p>角館町営住宅(全206戸)</p> <p>玉川住宅 (9戸)</p> <p>田中住宅 (17戸)</p> <p>岩瀬住宅1、2号棟 (10戸)</p> <p>岩瀬住宅3号棟 (5戸)</p> <p>岩瀬住宅4,5,6,10,11号棟 (27戸)</p> <p>岩瀬住宅7号棟 (6戸)</p> <p>岩瀬住宅8、9号棟 (12戸)</p> <p>菅沢住宅1、2号棟 (30戸)</p> <p>菅沢住宅3、4号棟 (30戸)</p> <p>菅沢住宅5、6号棟 (30戸)</p> <p>さくらぎの里B棟 (6戸)</p> <p>さくらぎの里A,C,D,E棟 (24戸)</p>	<p>公営住宅の設置状況</p> <p>西木村営住宅(全34戸)</p> <p>ニュータウン塚野腰 (34戸)</p>	<p>現在設置されている住宅は、新市に引き継ぎ、管理の適正化、効率化に努める。</p>

事務事業名	現 況			調整方針
	田沢湖町	角館町	西木村	
	<p>入居資格(主な要件)</p> <p>同居要件 同居している(しようとしている)親族あり 住宅種類によっては、独居高齢者も可</p> <p>収入要件 月平均20万円以下</p> <p>連帯保証人 原則として 1人</p>	<p>入居資格(主な要件)</p> <p>同居要件 同居している(しようとしている)親族あり</p> <p>収入要件 月平均20万円以下</p> <p>連帯保証人 原則として 2人</p>	<p>入居資格(主な要件)</p> <p>同居要件 同居している(しようとしている)親族あり</p> <p>収入要件 月平均20万円以下</p> <p>連帯保証人 原則として 1人</p>	<p>合併時に田沢湖町、西木村の例に統一する。</p>
	<p>入居者募集及び選考</p> <p>募集時期 随時</p> <p>選考 公開抽選</p>	<p>入居者募集及び選考</p> <p>募集時期 随時</p> <p>選考 必要に応じて入居者選考委員会を設置(委員は3～7名)</p>	<p>入居者募集及び選考</p> <p>募集時期 随時</p> <p>選考 必要に応じて入居者選考委員会を設置(委員は3～7名)</p>	<p>合併時に田沢湖町の例に統一する。</p>
	<p>使用料</p> <p>家賃 公営住宅法施行令第2条の規定による額</p> <p>敷金 家賃の3か月分</p>	<p>使用料</p> <p>家賃 公営住宅法施行令第2条の規定による額</p> <p>敷金 家賃の3か月分</p>	<p>使用料</p> <p>家賃 公営住宅法施行令第2条の規定による額</p> <p>敷金 家賃の3か月分</p>	<p>3町村に差異がなく、現行どおりとする。</p>
	<p>使用料の徴収</p> <p>納期 毎月末日</p> <p>納付方法 納付書</p>	<p>使用料の徴収</p> <p>納期 毎月末日</p> <p>納付方法 納付書及び口座振替</p>	<p>使用料の徴収</p> <p>納期 毎月末日</p> <p>納付方法 納付書及び口座振替</p>	<p>角館町、西木村の例に統一する。</p>

事務事業名	現 況						調整方針
	田沢湖町			角館町		西木村	
5 用地取得	用地取得単価(単位:円/㎡) (田沢) (生保内) (神代)			用地取得単価(単位:円/㎡) (市外地) (市街地)		用地取得単価(単位:円/㎡)	合併後3年を目途に地域毎の地理的条件を考慮しつつ、公平性・公正性が確保されるよう、取得額算定方法を調整する。なお、それまでは現行どおりとする。
	宅地 (固定資産税の評価額を参考に算定)			宅地	不動産鑑定による	宅地 3,100~6,000	
	田	1,800	1,800	田	1,600	同上	田 1,500~2,200
	畑	1,200	1,200	畑	900	同上	畑 800~1,100
	山林	700	700	山林	350	同上	山林 300~360
	原野	300	300	原野	450	同上	原野 300~360
							その他 山林単価の1/2 宅地、田は、別に定める点数区分表により区分される。

